

# 第4次日野市男女平等行動計画

～多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして～

(案)

日野市



# 目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第1節 概要.....	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	3
第2章 男女平等に関する状況.....	4
第1節 社会の男女平等に関する状況.....	4
1. 男女間での意識の相違.....	4
2. 配偶者による暴力.....	5
3. 女性の就労状況.....	6
4. 介護・子育て等家庭の時間と就労の時間のバランス.....	7
第2節 日野市の状況.....	8
1. 日野市の人口.....	8
2. 日野市の婚姻・離婚、合計特殊出生率.....	8
3. 日野市の女性の就労状況.....	9
第3節 男女平等についての市民アンケート結果.....	10
1. 性別に基づく役割分担意識について.....	10
2. 性的マイノリティに関することについて.....	12
3. 配偶者や交際相手からの暴力について.....	13
4. 若年層を取り巻く性犯罪・性暴力について.....	15
5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について.....	16
6. 家事・子育てについて.....	17
7. 仕事について.....	18
8. 社会活動・地域活動への参加状況について.....	20
9. 政策決定過程における女性の参画について.....	21
10. 男女がともに暮らしやすい日野市にするために.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
第1節 計画の理念・目標.....	23
1. 計画の基本理念.....	23
2. 計画の基本方針.....	23
3. 計画の目標.....	24
第2節 計画の体系.....	25
第3節 数値目標.....	27
第4章 計画の内容.....	29

日野市の第4次計画における重点施策	29
目標Ⅰ 人権が尊重される社会づくり	30
施策の方向性1. 性別に基づく固定的役割分担意識の解消	30
施策1 男女平等意識・人権尊重意識の醸成 ★重点施策1	30
施策2 メディア・リテラシー（情報を適切に読み解き・活用する力）の普及と教育	31
施策の方向性2. 多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり【新規】	33
施策1 性の多様性に関する理解促進 ★重点施策2【新規】	33
施策2 性的マイノリティへの支援 ★重点施策3【新規】	33
施策の方向性3. 生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援	34
施策1 性の尊重に関する普及啓発	34
施策2 性差医療及び性差に応じた健康支援の実施	35
施策の方向性4. 多文化共生社会の理解促進と外国人への支援【新規】	36
施策1 共生社会の実現に向けた取組【新規】	36
施策2 外国人が暮らしやすい社会づくり【新規】	36
目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶をめざす<日野市配偶者暴力対策基本計画>	37
施策の方向性1. 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	37
施策1 配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化 ★重点施策4	37
施策2 配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援	38
施策3 市の体制整備と連携強化	38
施策の方向性2. 性犯罪・性暴力の防止【新規】	39
施策1 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化 ★重点施策5【新規】	39
施策2 被害者への支援【新規】	40
施策の方向性3. さまざまな暴力・ハラスメントの防止	41
施策1 暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	41
施策2 被害者への支援	41
目標Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり	42
施策の方向性1. 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備	42
施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進	42
施策2 女性へのライフステージを通じた就業支援	43
施策3 女性の参画推進による農業活性化	43
施策の方向性2. 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス	44
施策1 家庭における男女の役割分担意識の改善	44
施策2 貧困の防止と生活困窮者への支援	45
施策3 子育て支援施策の充実 ★重点施策6	46
施策4 ひとり親家庭への支援	46
施策5 障害者・高齢者・介護者への支援【新規】	47
施策の方向性3. 働く場におけるワーク・ライフ・バランス	48
施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ ★重点施策7	48
施策2 雇用における男女平等参画の推進	49

施策3 事業所等における意思決定過程への女性参画促進.....	50
施策の方向性4. 地域におけるワーク・ライフ・バランス.....	50
施策1 子育てや介護を地域で支える仕組みづくり.....	51
施策2 地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進.....	52
施策3 男性高齢者の社会参加の促進.....	52
施策の方向性5. さまざまな立場から考える防災体制の確立.....	53
施策1 防災対策における男女平等参画推進.....	53
施策2 多様な視点を取り入れた防災対策の推進【新規】.....	53
目標Ⅳ 男女平等参画の推進体制づくり.....	54
施策の方向性1. 行政の政策決定過程における女性の参画促進.....	54
施策1 委員会などにおける男女比率の適正化の推進.....	54
施策の方向性2. 市民との連携による男女平等参画の推進.....	55
施策1 市民・事業者等との連携.....	55
施策の方向性3. 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実.....	56
施策1 男女平等に関する職員研修の充実.....	56
施策2 男女が対等に働く職場づくり.....	56
施策3 ハラスメント相談及び防止体制の充実.....	57
施策4 職場のワーク・ライフ・バランスの推進.....	57
施策の方向性4. 行政における男女平等参画の推進体制づくり.....	58
施策1 男女平等推進センターの機能の充実.....	58
施策2 庁内推進体制の充実.....	59
第5章 男女平等を推進する体制.....	60
第1節 計画推進のための連携.....	60
第2節 計画の推進体制.....	60
第3節 計画の進行管理体制.....	60
第4節 男女平等を推進する体制のイメージ.....	61
参考資料.....	

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 概要

### 1. 計画の目的

「第4次日野市男女平等行動計画」は、「日野市男女平等基本条例（平成14年4月1日施行）」に基づき、市民・事業者・行政の連携・協働のもとに、家庭・職場・地域・学校などあらゆる場面（分野）で男女平等参画を、総合的かつ計画的に推進するための、具体的な計画です。

日野市では、平成14年の「日野市男女平等基本条例」の施行以来、「日野市立男女平等推進センター」の設置、第1次、第2次、第3次「日野市男女平等行動計画」の策定を行い、「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして」を基本理念にさまざまな施策を行い、男女ともに力を発揮できる社会の創出に取り組んできました。

また、2019年7月には持続可能な地域づくりを進めるモデル都市として、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。「SDGs」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことで、2030年までの国際目標として、大きく17の目標とそれを達成するための169のターゲットが「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられています。その目標の中に「5. ジェンダー平等を実現しよう」が含まれています。

「SDGs未来都市」として、さまざまな施策が展開されていく中で、「第4次日野市男女平等行動計画」では、近年の男女平等参画を取り巻く現状や課題をふまえ、社会環境の変化に対応するとともに、持続可能な地域づくりを担う取組のひとつとして、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

#### 【主な制度改正等】

#### ● 男女雇用機会均等法の改正

平成18年に男女雇用機会均等法が改正され、性別を理由とする差別禁止の範囲拡大や、妊娠、出産を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント<sup>※</sup>に関する事業主の雇用管理上の義務の強化等が講じられました。平成29年の改正では事業主に対して、妊娠・出産等を理由とした上司や同僚からのハラスメント防止に対する措置義務が規定されました。

#### ● 育児・介護休業法の改正

平成20年12月、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画策定促進等のため、次世代育成支援対策推進法が一部改正されました。また、平成21年6月には育児・介護休業法が改正され、3歳までの子を養育する労働者の短時間勤務制度の義務づけ、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）や、介護のための短期休暇制度等が創設されました。

平成29年の改正では、育児休業の取得条件の緩和や育児休業期間の延長が行われるとともに、介護休業の分割取得などが可能となりました。さらに、令和3年1月からは、育児・介護にともなう休暇を時間単位で取得することが可能になりました。

#### ※セクシュアル・ハラスメント

一般的には職場・学校・地域等での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。

## ● 配偶者暴力防止法、ストーカー規制法の改正

配偶者暴力については、平成 19 年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が改正され、市町村による基本計画の策定が努力義務となりました。平成 26 年の一部改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても適用されることになりました。令和元年6月の改定では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童相談所との連携が規定されました。

また、平成 12 年に施行された、「ストーカー行為<sup>※</sup>等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）は、平成 25 年 7 月に改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも付与されました。また、迷惑メールの繰り返し行為もストーカー行為に認定されました。

## ● 防災計画の男女双方からの視点による改善

平成 7 年の阪神淡路大震災以降、平成 17 年、平成 20 年に国の「防災基本計画」が改正され、男女のニーズの違い等へ配慮する点が新しく追加されました。さらに、東日本大震災の発生後、平成 23 年 12 月と平成 24 年 9 月に、避難所において女性や子育て家庭などへ配慮することや、応急仮設住宅等における心のケア等、男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。

## ● 働き方改革の推進

すべての人が、個性と多様性を尊重され、あらゆる場所で活躍し、生きがいを感じることができ、全員参加型の一億総活躍社会をめざして、平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、働き方改革や子育て・介護のしやすい環境を整備する取組が進められています。そして平成 29 年 3 月には、長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善、柔軟な働き方がしやすい環境整備などの方向性を示す「働き方改革実行計画」が策定されました。

## ● 女性活躍推進法の制定

女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として、平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。

令和元年5月の改正により、労働者 101 人以上の事業主には、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられることになりました。また、地方公共団体には、地域の推進計画の策定が努力義務となりました。

## ● 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、平成 30 年 5 月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

これにより、衆議院・参議院および地方議会の選挙では、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことや、家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることなどを基本原則として、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女それぞれの公職の候補者数の目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

## ● 改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の施行

令和 2 年 6 月に、「労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）が改正され、職場におけるパワーハラ（パワハラ）防止のため、企業は雇用管理上必要な措置を講じることが義務づけられました。

これにより、事業主はパワハラ防止に向けた啓発や、罰則規定等の制定、苦情などに対する相談体制の整備や被害者への配慮と再発防止などの措置を講じることとされています。

※ストーカー行為

同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うこと。身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される行為が、不安を覚えさせるような方法により行われた場合も含まれます。

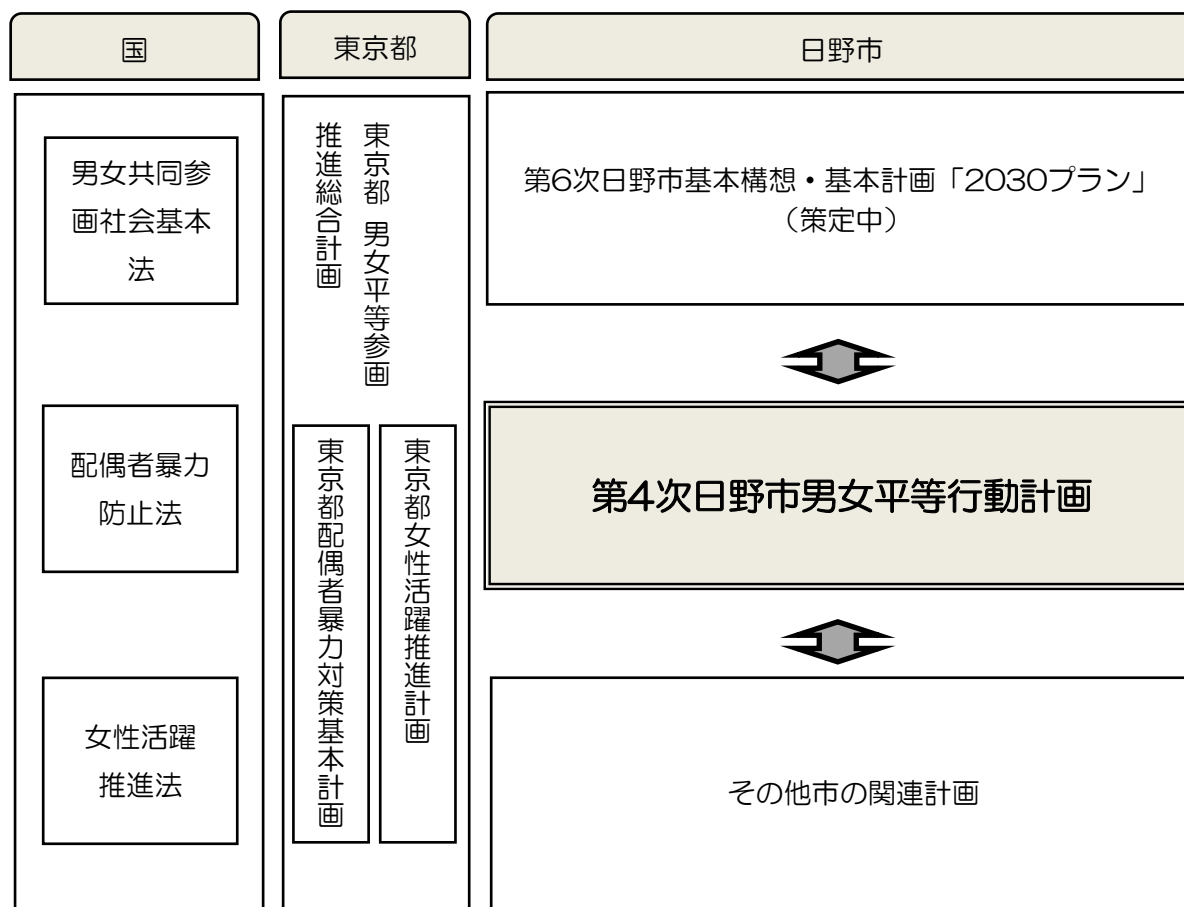
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に規定する「市町村推進計画」を一体的に策定します。

本計画は、平成28年に策定された「第3次日野市男女平等行動計画」を継承したもので、日野市における男女平等参画施策の基本的な計画となるものです。

「第6次日野市基本構想・基本計画（令和2年度現在策定中）」（以下、「2030プラン」）等の具体的な部門別計画として位置づけ、その他の関連計画との連携・調整を図りながら策定するものです。

### 【計画の位置づけ】



## 3. 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



## 第2章 男女平等に関する状況

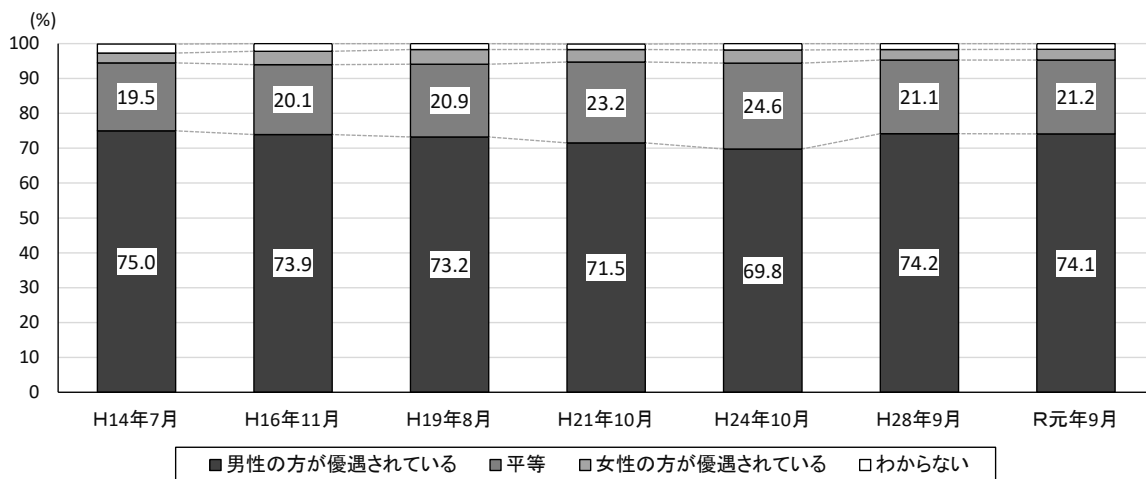
### 第1節 社会の男女平等に関する状況

#### 1. 男女間での意識の相違

社会全体における男女の地位の平等感について、平成14年以降、平成24年までは減少傾向で推移していましたが、平成28年に上昇に転じ、令和元年では、「男性の方が優遇されている」が74.1%で、平成14年とほぼ同じ水準となっています。「平等」は19.5%から21.2%に増加しています。

これまで国や都道府県又は各自治体で、男女間の課題に対して、さまざまな施策や法制度を整備することにより、状況は少しずつ改善されてきました。しかし、まだ7割以上の人々が、男性優遇の社会であると感じています。

社会全体における男女の地位の平等感

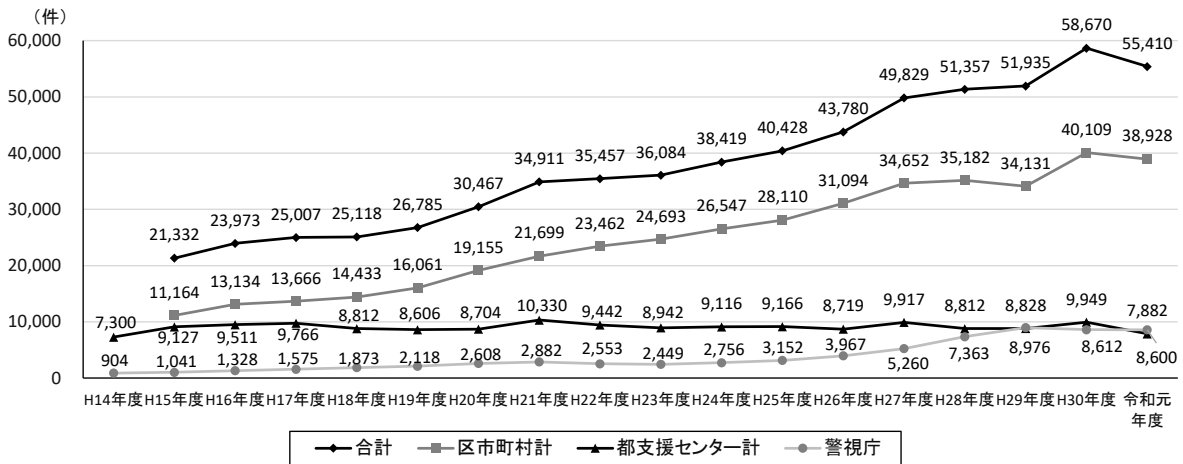


出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月）

## 2. 配偶者による暴力

平成 30 年度に東京都内の各相談機関が受けた配偶者からの暴力に関わる相談件数は、合計 58,670 件で、平成 20 年度から平成 30 年度までの 10 年間で約 2 倍に増加しています。相談支援センター等の相談体制の周知によって、相談件数が増加した点もありますが、平成 15 年から平成 30 年まで一貫して増加傾向にあり、令和元年度は減少に転じています。しかし、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安やストレスなどにより相談件数が急増しており、社会問題化しています。また、被害者のほとんどが女性であることも問題です。

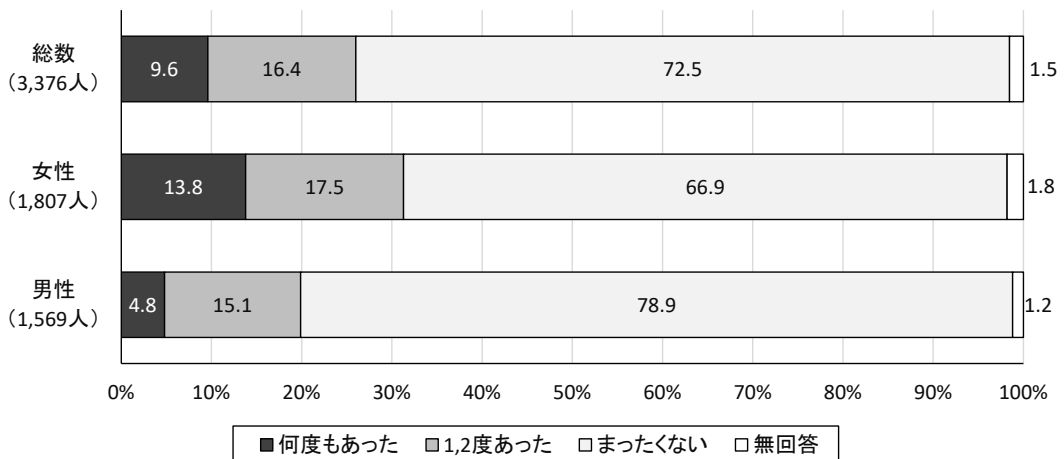
東京都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移



出典：東京都生活文化局都民生活部 男女平等参画課（令和元年版）

内閣府の調査によると、これまでに結婚したことのある人（3,376人）のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体に対する暴力」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「生活費を渡さないなどの経済的圧迫」又は「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」「1、2度あった」という者は、女性 31.3%、男性 19.9%であり、女性の被害数の方が多くなっています。

配偶者からの被害経験（男女別）

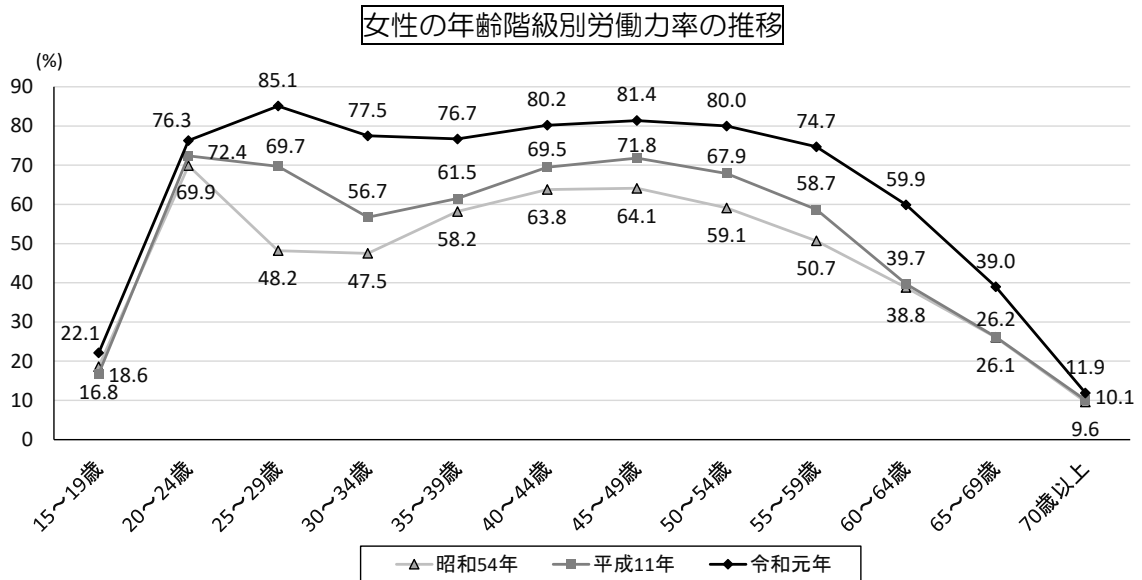


「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」をいずれかを1つでも受けたことがある

出典：内閣府「男女共同参画白書」（令和2年版）

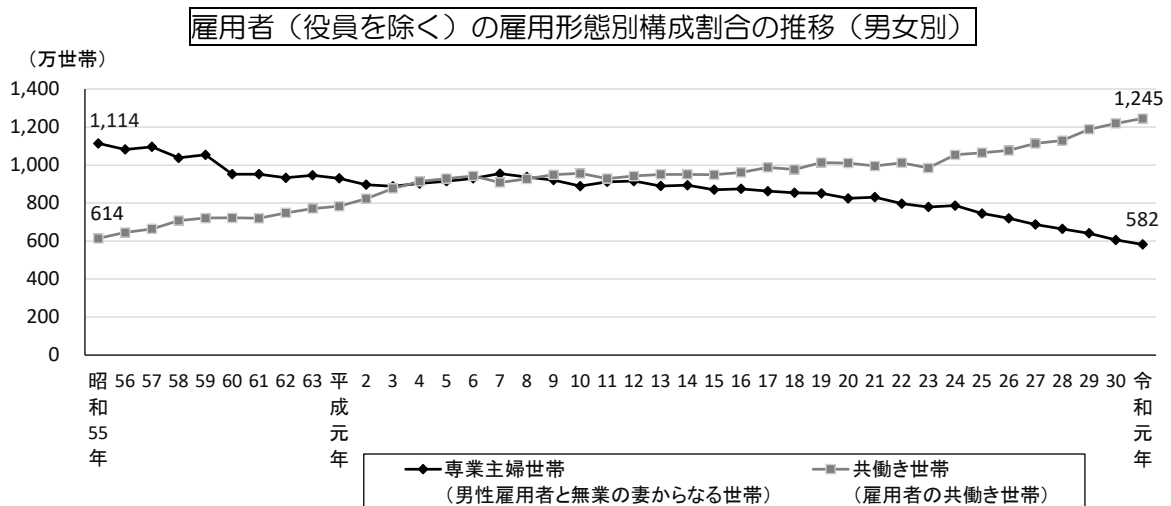
### 3. 女性の就労状況

女性の労働力率は、子育て期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて下がる傾向にあります。15歳以上の女性の労働力率は、30歳から39歳を底とするM字カーブを描いており、結婚・出産・育児を理由に女性が離職していることを示しています。近年、女性全体のM字カーブが解消傾向に向かっていく要因としては、もともと労働力率が高い単身者の割合が上昇していることに加えて、配偶者の有無を問わず、若い世代ほど労働力率が上昇していること、出産・育児休業などの制度拡充などが考えられます。



共働き世帯については、昭和55年は共働き世帯が614万世帯、男性の片働き世帯1,114万世帯と男性片働き世帯が多かったのですが、平成9年以降は共働き世帯が男性片働き世帯を上回っており、令和元年は、共働き世帯が1,245万世帯、男性の片働き世帯が582万世帯と、大きく変化しています。

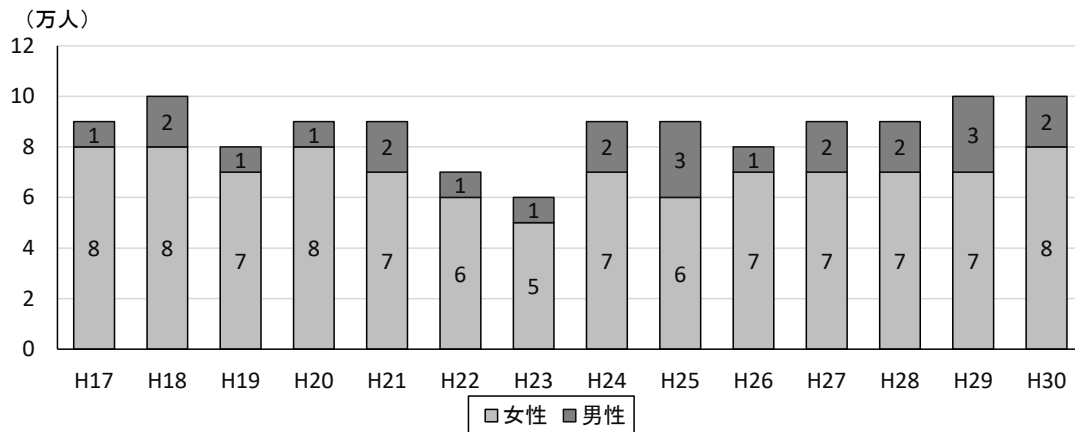
経済社会の大きな変動によって、安定した終身雇用及び昇給という従来の雇用形態を暗黙の了解と考えることは難しくなりました。経済的な理由や女性が働き続けられる環境の整備が進むことで、今後も共働き世帯が増えていくと考えられます。



#### 4. 介護・子育て等家庭の時間と就労の時間のバランス

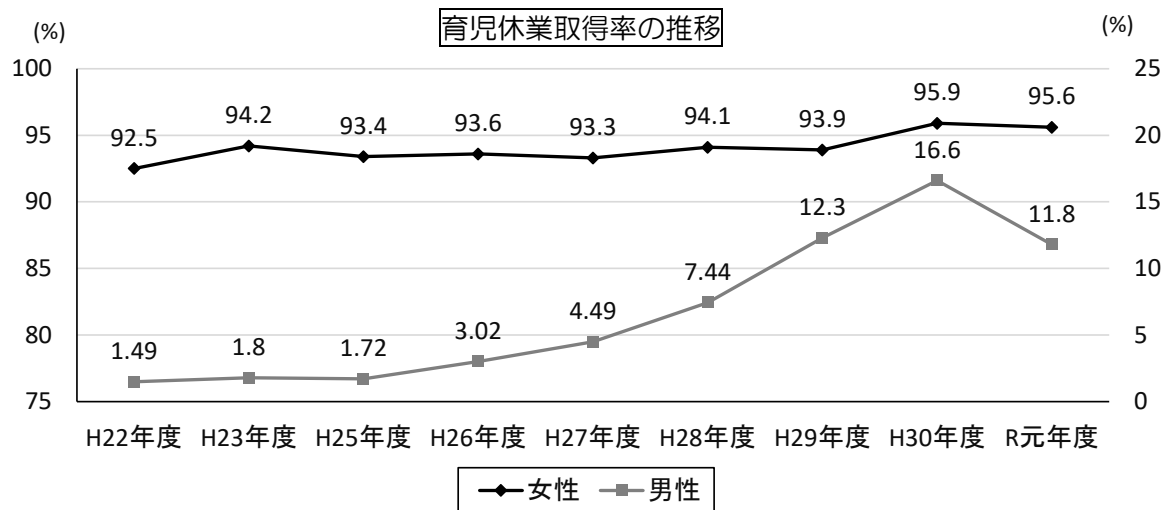
家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は10万人を超えており、男女別でみると、女性の割合が全体の8割を占めています。また、非就業者のうち、介護・看護を理由に離職した人は、女性が男性の4倍となっており、女性の負担が大きい状況が伺えます。

非就業者のうち介護・看護を理由とした離職者数の推移（男女別）



出典：内閣府「男女共同参画白書」（令和元年版）

育児休業取得率は、令和元年度現在、男性11.8%、女性95.6%となっています。女性は平成22年以降9割以上で推移しており、男性は平成30年度の16.6%をピークに、今回減少に転じています。男性の育児休業取得率は約1割で、多くの男性は育児休業を取得していません。

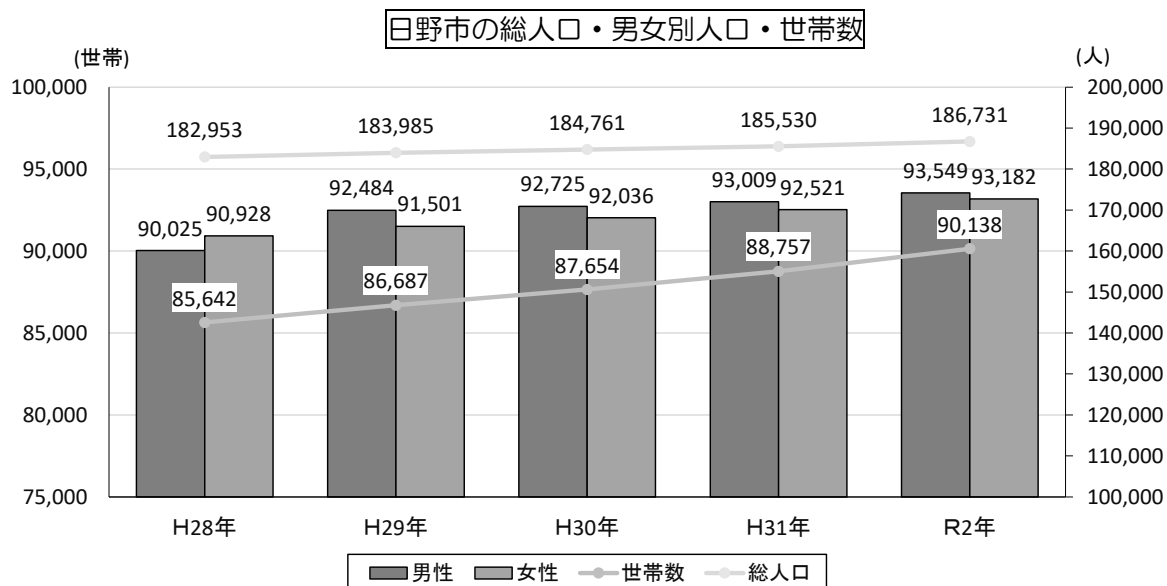


出典：東京都男女雇用平等参画状況調査（令和元年度）  
（備考）平成24年度はアンケートが実施されていません。

## 第2節 日野市の状況

### 1. 日野市の人口

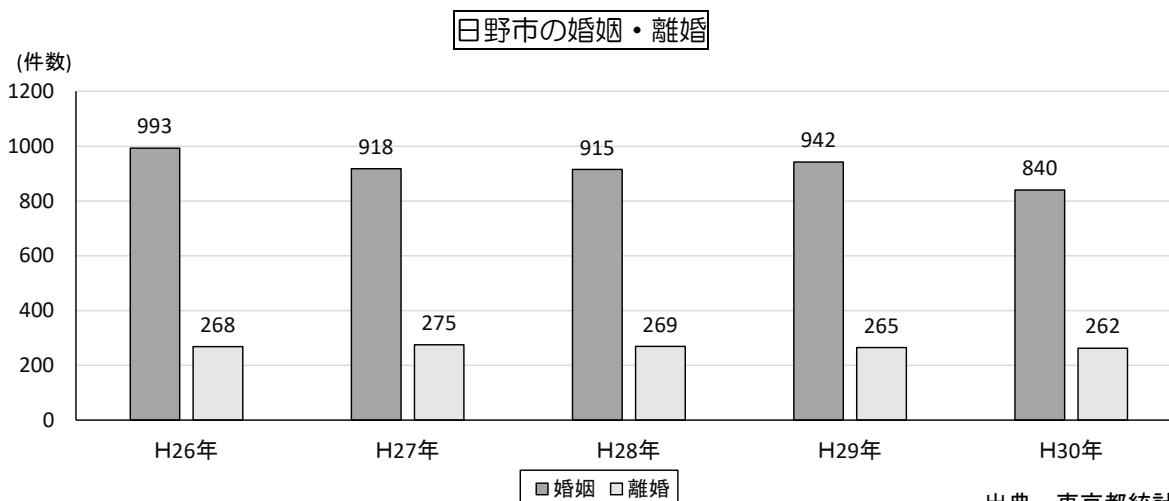
日野市の令和2年4月現在の総人口は、平成28年の182,953人から約3,800人増加し、186,731人です。また、男女、世帯数ともに増加傾向にあり、令和2年の男性人口は93,549人、女性人口は93,182人、世帯数は90,138世帯です。



出典：日野市市民部市民窓口課  
 (備考) 各年4月1日時点の人口(外国人住民含む)

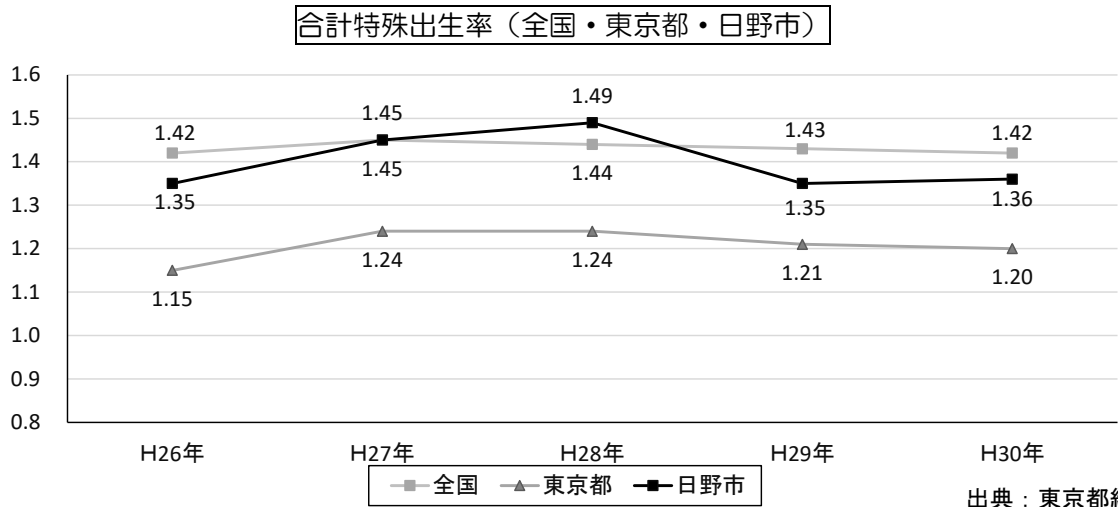
### 2. 日野市の婚姻・離婚、合計特殊出生率

日野市の婚姻件数は、平成26年以降、平成29年まで900件台で推移していましたが、平成30年は840件と減少しています。また、離婚件数は、近年200件台で推移し、平成30年には262件となっています。



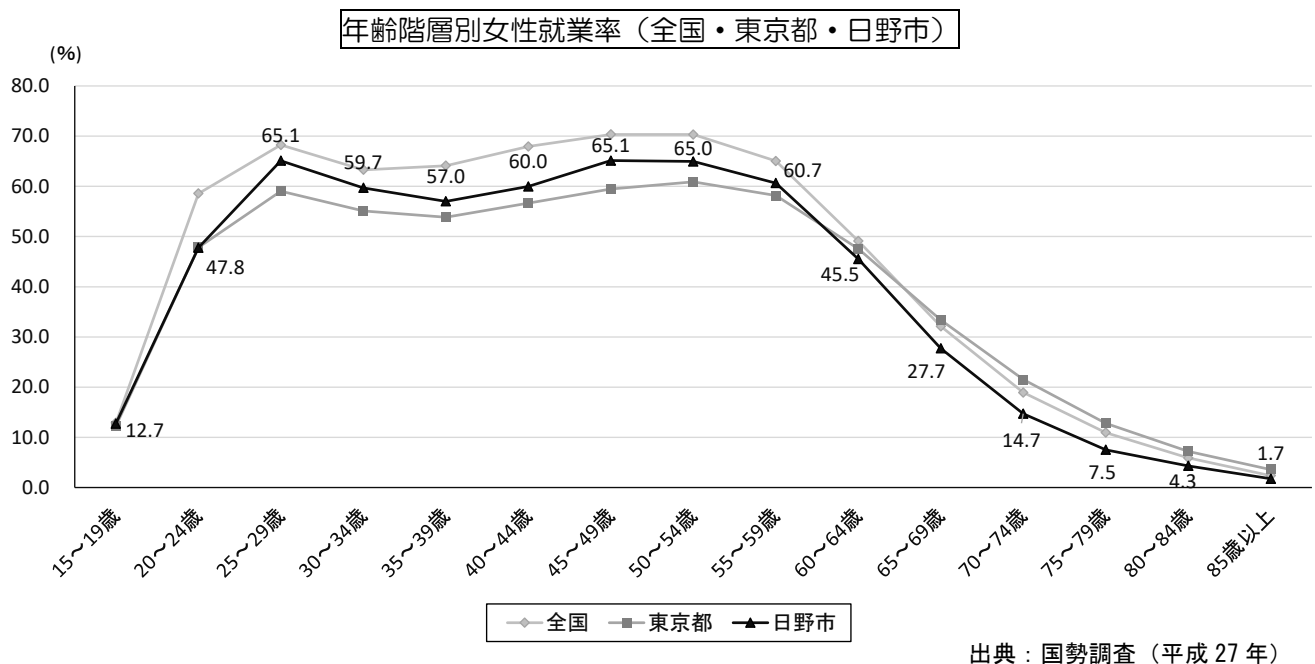
出典：東京都統計年鑑

「1人の女性が一生のうちに出産する子どもの数の近似値」である合計特殊出生率については、平成30年現在1.36と推計されています。これは、東京都の1.20よりは高く、全国の1.42と比べて若干低くなっています。（\*人口維持に必要な合計特殊出生率は2.0（2人）強といわれています）



### 3. 日野市の女性の就労状況

女性の就労の現状は、25歳前後に就業率が一時高まり、子育て期の20歳代後半から30歳代に離職率が高くなるため就業率が下がります。その後、子どもの手が離れる40歳代から再就職し、40歳代後半に再び就業率が高まる「M字曲線」を描いています。日野市の就業率をみると、「25～29歳」と「45～49歳」で65.1%と高く、その中間の「35～39歳」で57.0%まで下がり、その差は8.1ポイントとなっています。この差は全国、東京都よりも大きな値で、比較してみるとM字曲線の落ち込みが顕著に表れています。



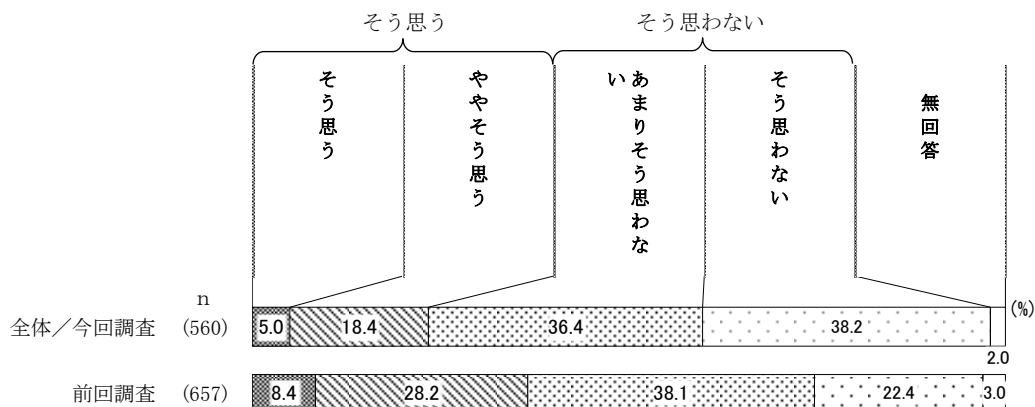
### 第3節 男女平等についての市民アンケート結果

#### 1. 性別に基づく役割分担意識について

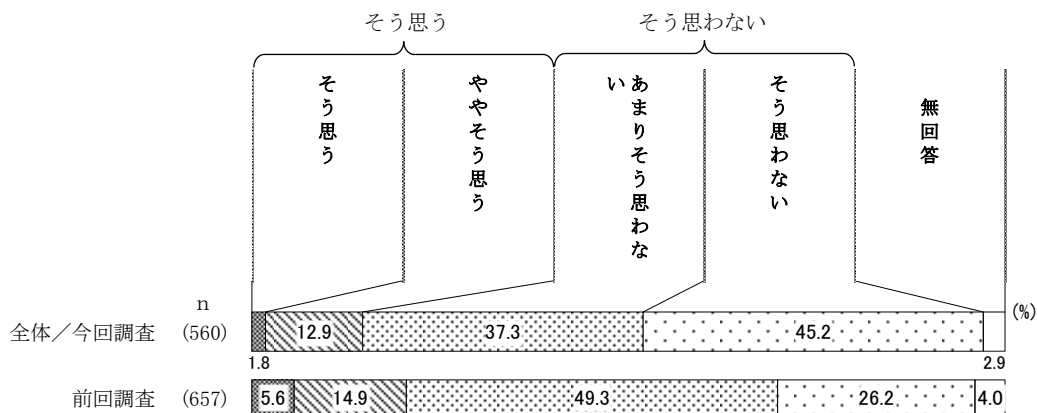
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について、「そう思う」が23.4%で前回の36.6%と比べて13.2ポイント減少しており、「妻が仕事を持つのは、家族の負担が重くなり、よくない」は「そう思う」が14.7%で前回の20.5%と比べて5.8ポイント減少しています。

性別による役割分担の意識は、減少している傾向が伺えます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」(日野市)



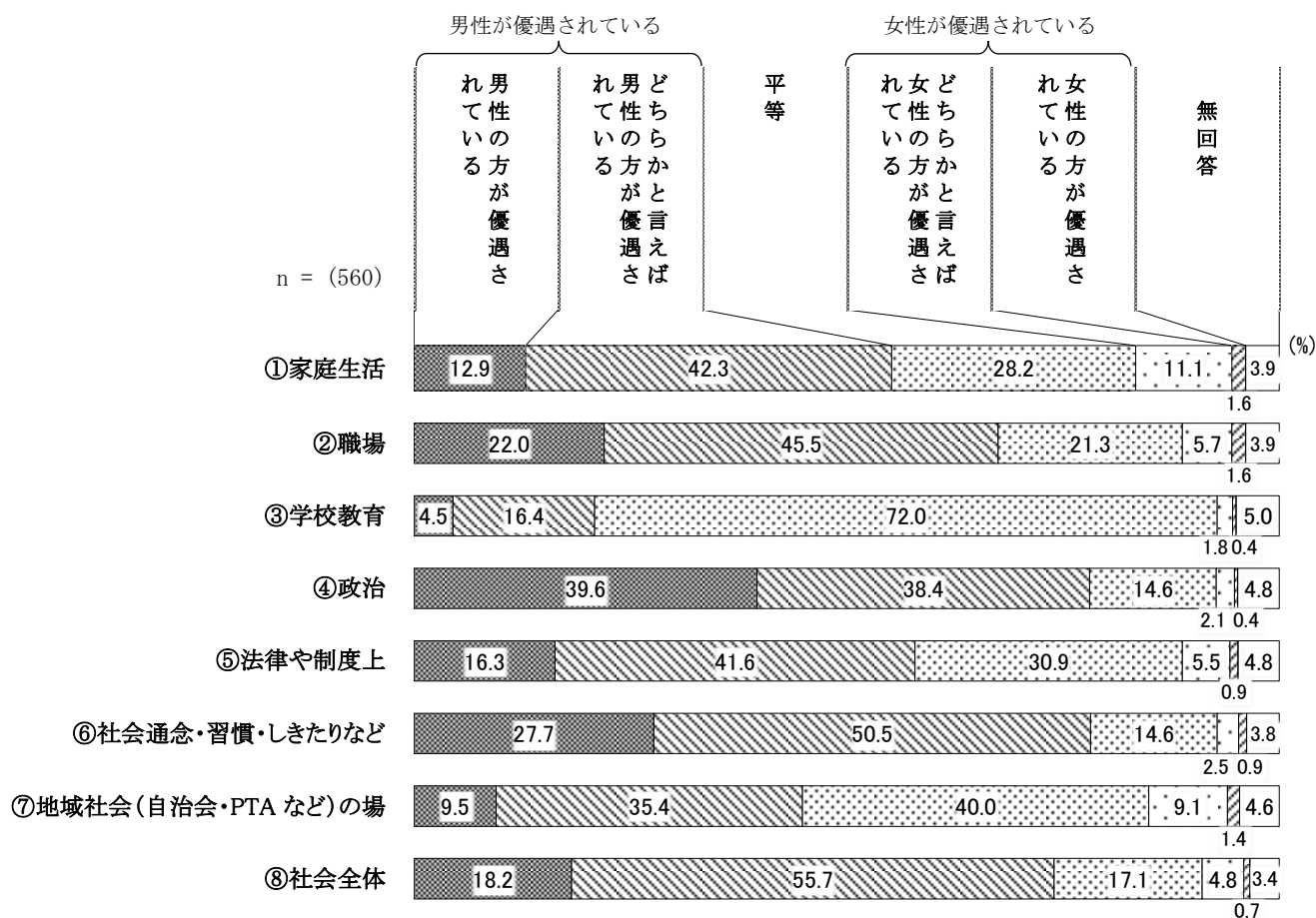
「妻が仕事を持つのは、家族の負担が重くなり、よくない」(日野市)



さまざまな分野での「男女の地位は平等になっているか」については、学校教育と地域社会の場を除いて、「男性が優遇されている」が過半を占める結果となっています。

特に「社会通念・習慣・しきたりなど」、「政治」、「社会全体」では7割以上と高く、個人の意識と社会的な地位に大きな乖離が生じていることが伺えます。

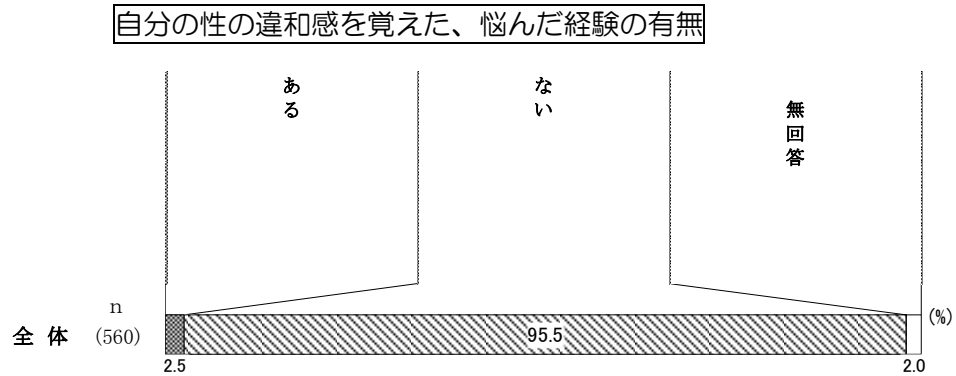
「次の分野で男女の地位は平等になっていると思うか」(日野市)



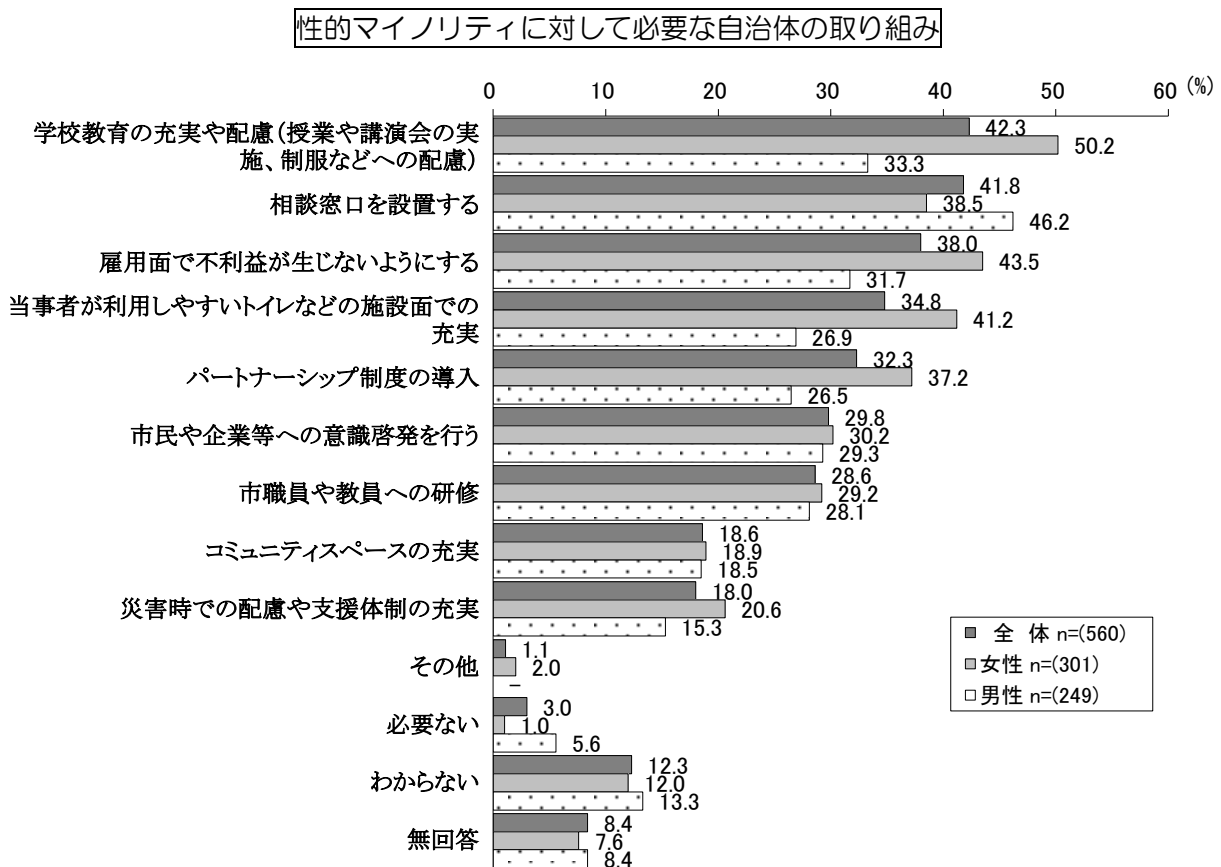


## 2. 性的マイノリティに関することについて

自分の性の違和感を覚えた、悩んだ経験の有無は、「ある」が2.5%となっています。

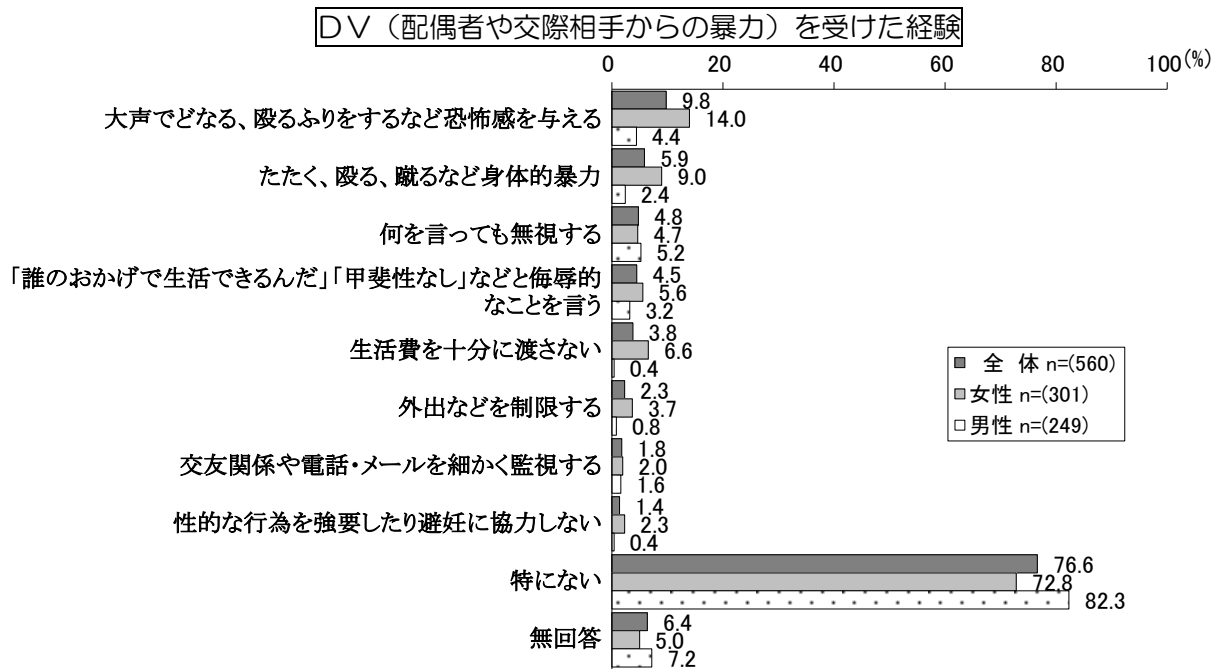


性的マイノリティに対して必要な自治体の取組は、女性では「学校教育の充実や配慮」が50.2%、男性では「相談窓口を設置する」が46.2%となっています。

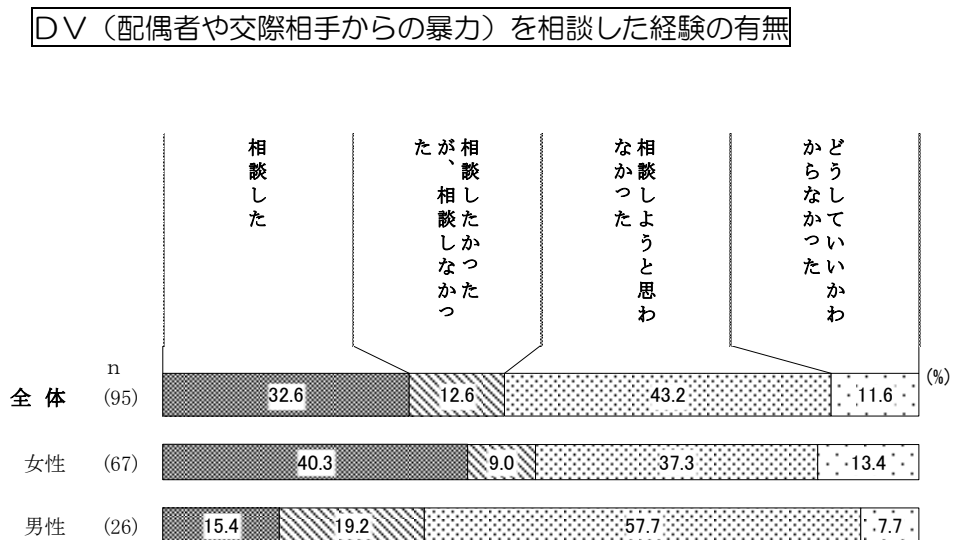


### 3. 配偶者や交際相手からの暴力について

DV（配偶者や交際相手からの暴力）を受けた経験は、女性では「大声でどなる、殴るふりをするなど恐怖感を与える」が14.0%、男性では「何を言っても無視する」が5.2%でそれぞれ最も多く、男女ともに心理的暴力の被害が多くなっています。また、女性では「たたく、殴る、蹴るなど身体的暴力」が9.0%となっています。

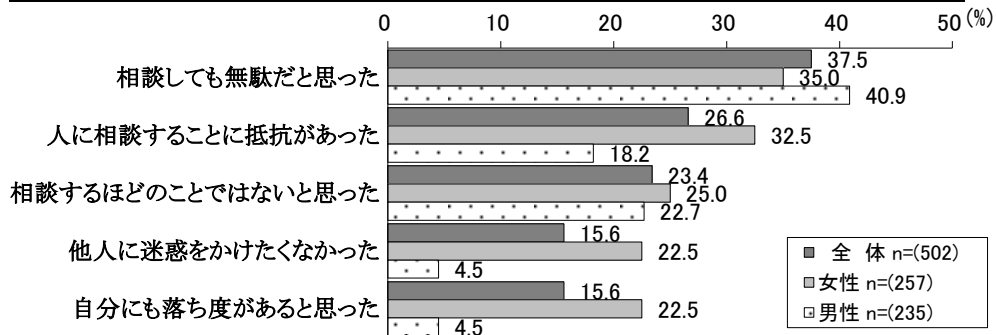


DV（配偶者や交際相手からの暴力）を相談した経験の有無は、「相談した」は女性が40.3%で男性より24.9ポイント高く、男性の被害が相談につながっていない状況が伺えます。



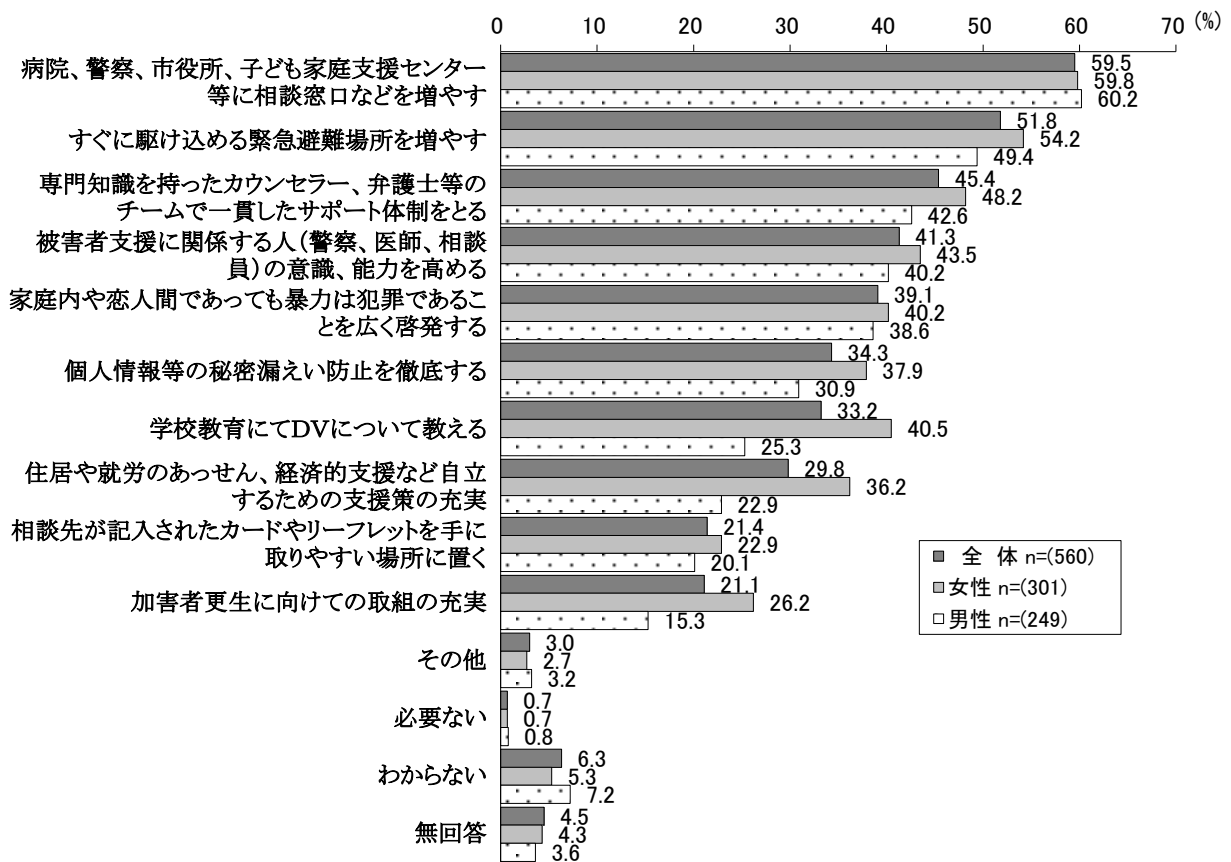
DV（配偶者や交際相手からの暴力）を相談しなかった理由は、男女ともに「相談しても無駄だと思った」が最も高く、男性では40.9%となっています。また、「人に相談することに抵抗があった」、「他人に迷惑をかけたくなかった」、「自分にも落ち度があると思った」では女性が男性より10ポイント以上高くなっています。

DV（配偶者や交際相手からの暴力）を相談しなかった理由（上位5項目）



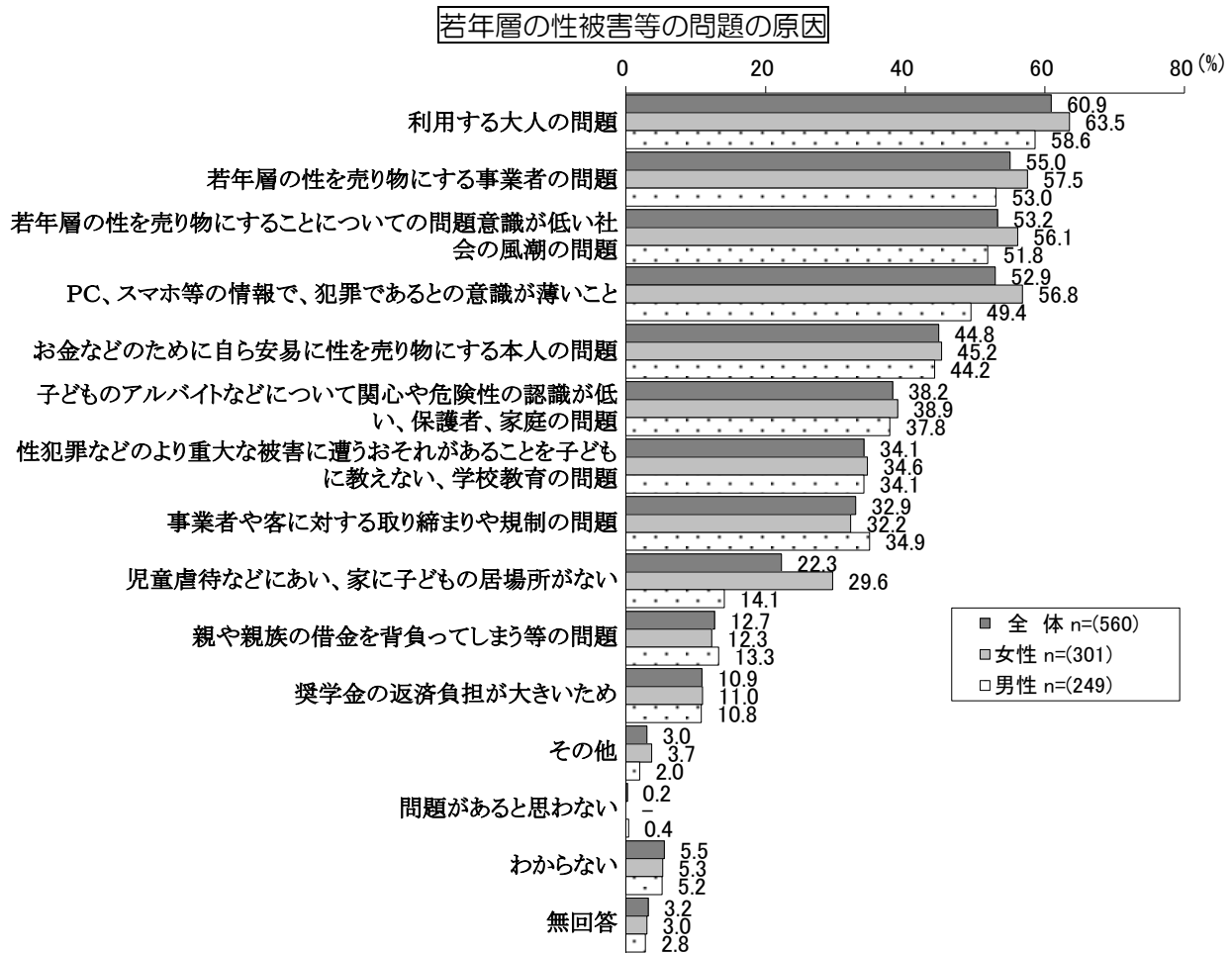
DV（配偶者や交際相手からの暴力）に関して必要な対策は、男女ともに「病院、警察、市役所、子ども家庭支援センター等に相談窓口などを増やす」が最も高く、それぞれ約6割となっています。また、「学校教育にてDVについて教える」、「住居や就労のあっせん、経済的支援など自立するための支援策の充実」、「加害者更生に向けての取組の充実」で女性が男性より10ポイント以上高くなっています。

DV（配偶者や交際相手からの暴力）に関して必要な対策

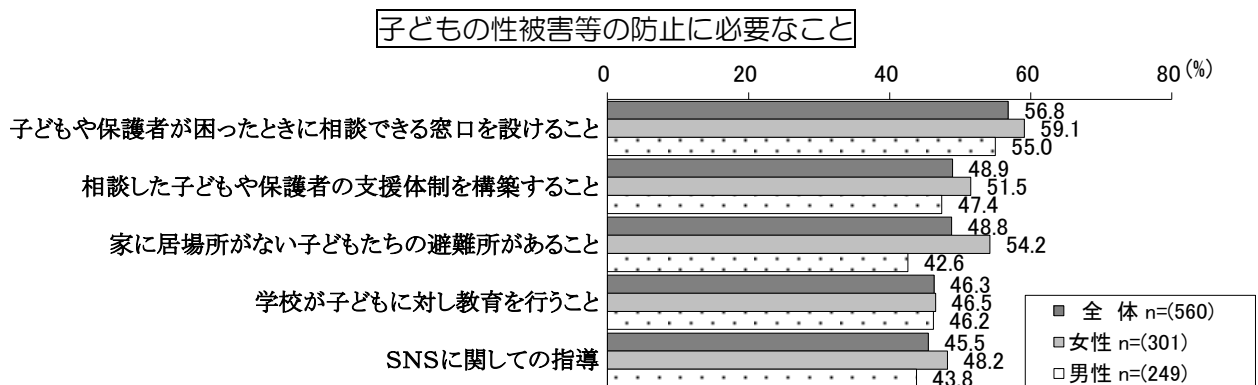


#### 4. 若年層を取り巻く性犯罪・性暴力について

若年層の性被害等の問題の原因は、全体でみると「利用する大人の問題」が60.9%で最も高く、次いで「若年層の性を売り物にする事業者の問題」となっています。また、「児童虐待などにあい、家に子どもの居場所がない」は女性で29.6%と男性より15.5ポイント高くなっています。

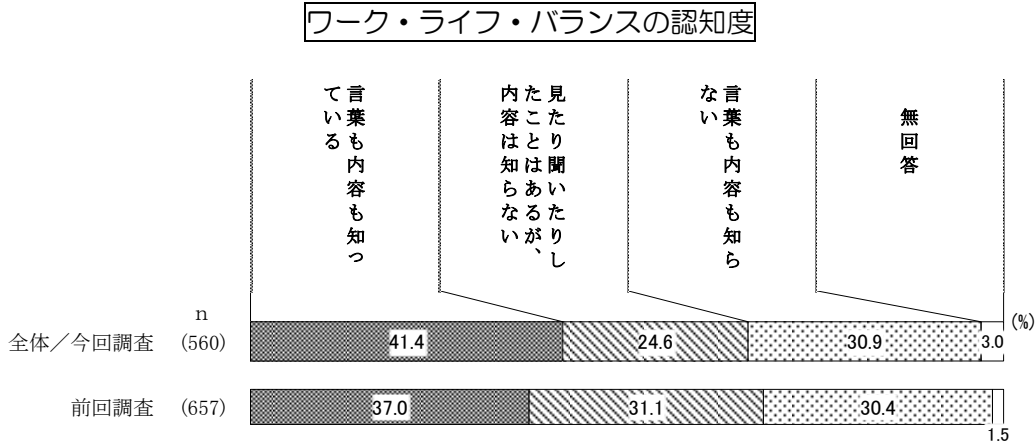


子どもの性被害等の防止に必要なことは、「子どもや保護者が困ったときに相談できる窓口を設けること」が56.8%で最も高くなっています。「家に居場所がない子どもたちの避難所があること」は女性が54.2%で男性より11.6ポイント高くなっています。

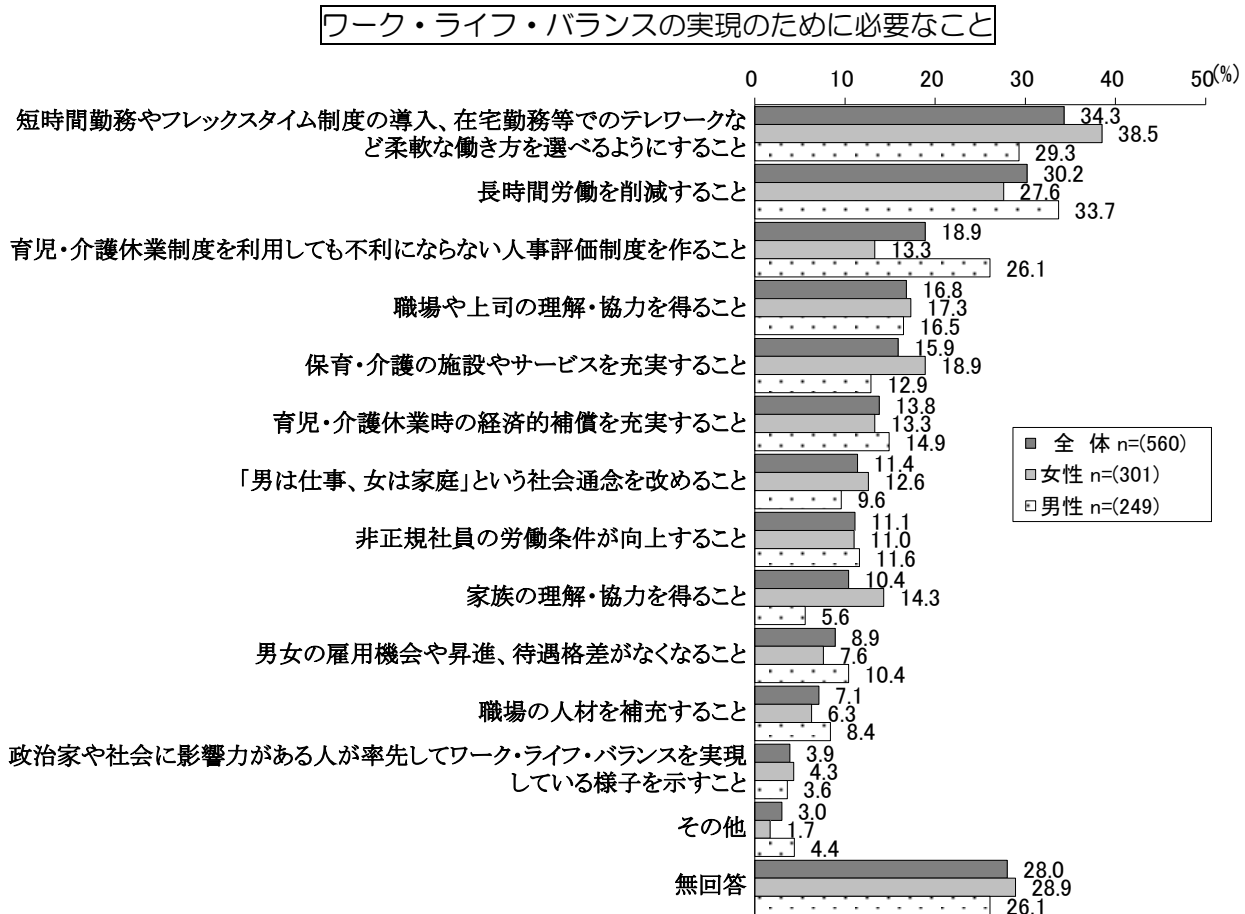


## 5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

ワーク・ライフ・バランスの認知度は、「言葉も内容も知っている」が41.4%で、前回調査と比較して4.4ポイント増加していますが、「言葉も内容も知らない」は約3割で前回調査から大きな変化はみられません。

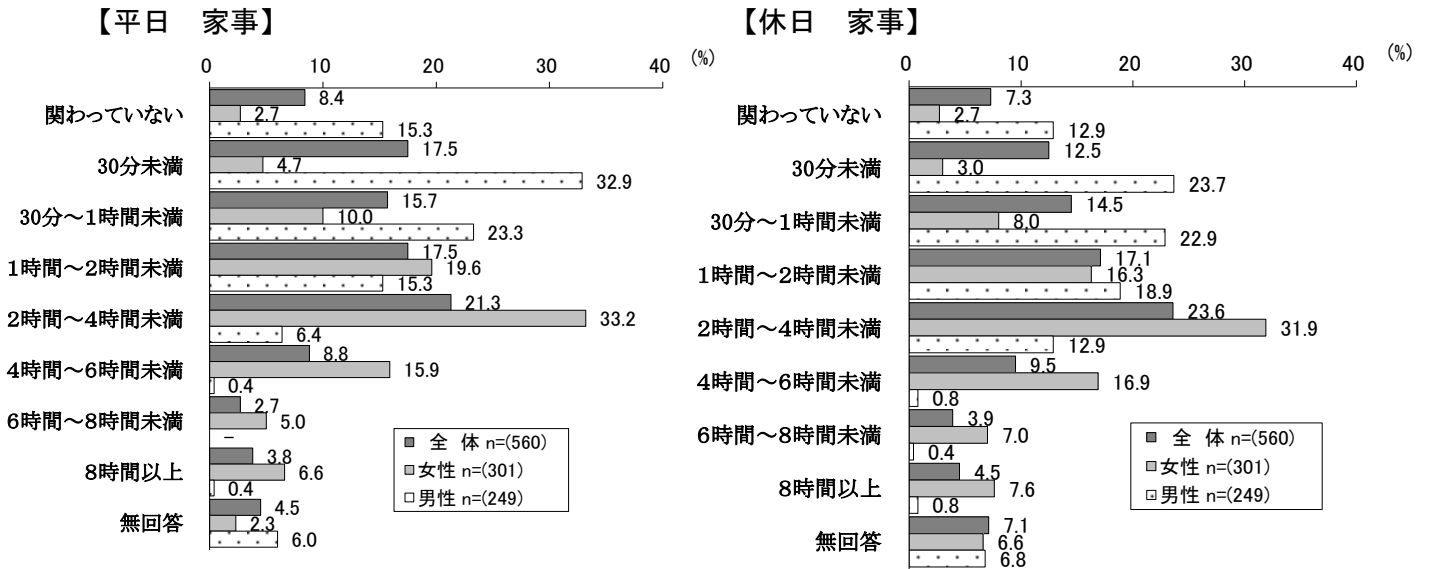


ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なことは、女性では「短時間勤務やフレックスタイム制度の導入、在宅勤務等でのテレワークなど柔軟な働き方を選べるようにすること」が38.5%で最も高く、男性では「長時間労働を削減すること」が33.7%で最も高くなっています。また、男性では「育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価制度を作ること」が26.1%と女性より12.8ポイント高く、女性では「家族の理解・協力を得ること」が14.3%で男性より8.7ポイント高くなっています。



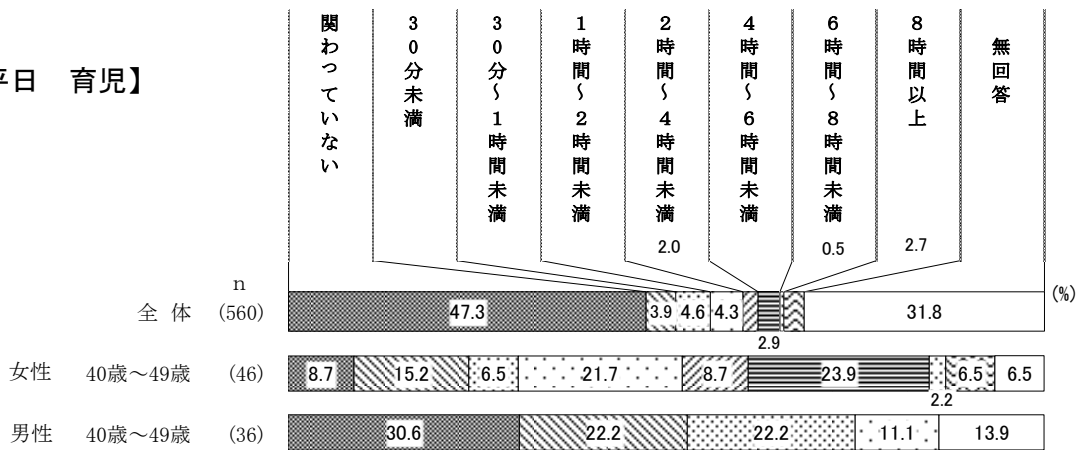
## 6. 家事・子育てについて

家事の従事時間についてみると、女性は平日休日ともに「2時間～4時間未満」が3割を超えて高く、男性は平日休日ともに「30分未満」が最も高く、平日では32.9%となっています。

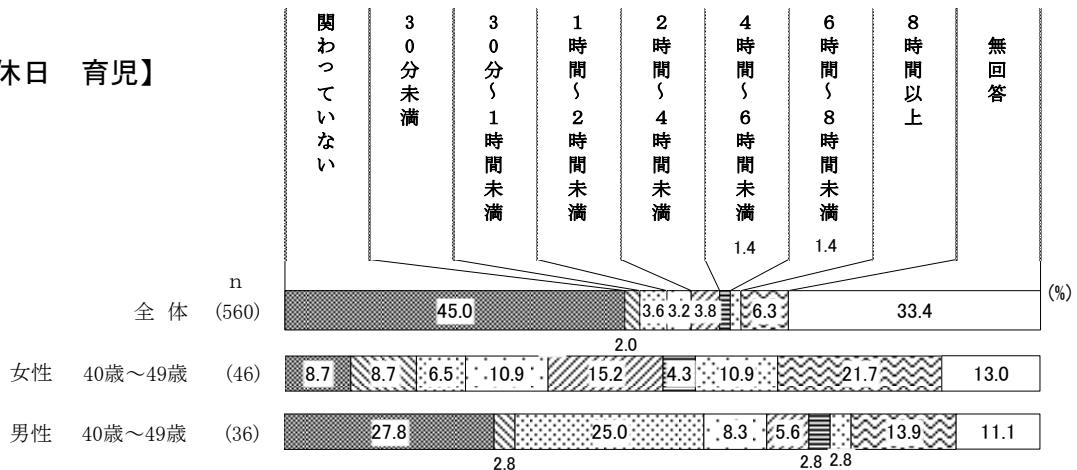


育児の従事時間について、40～49歳の状況をみると、女性は平日で「4時間～6時間未満」が23.9%、休日で「8時間以上」が21.7%で最も多くなっています。男性は平日休日ともに「関わっていない」が最も多く、平日は約3割となっています。

### 【平日 育児】

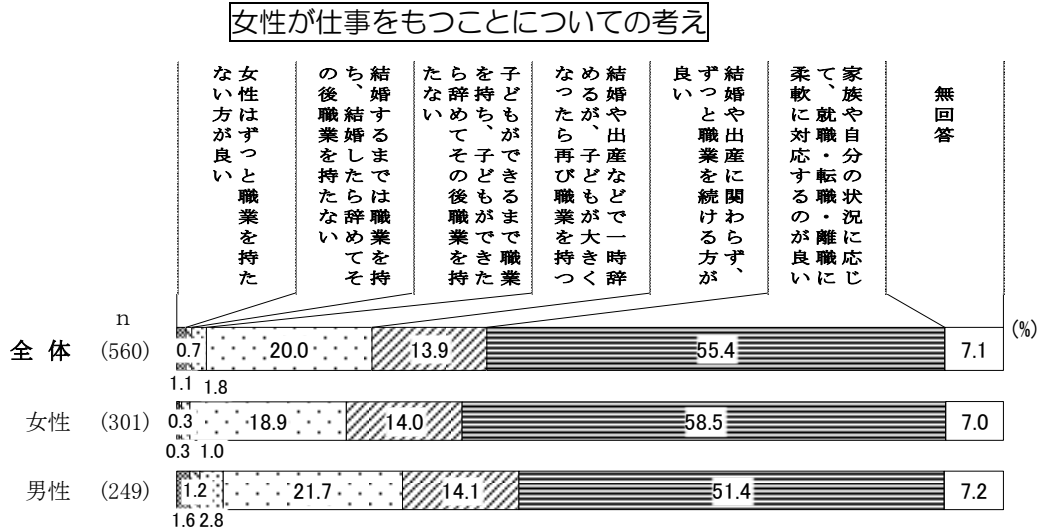


### 【休日 育児】

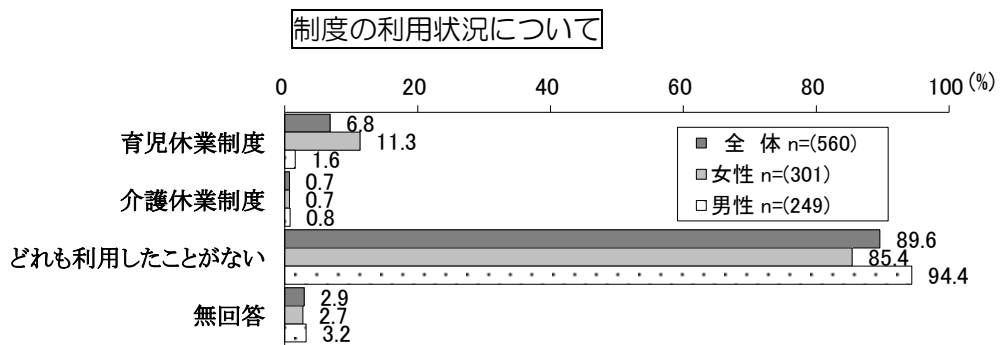


## 7. 仕事について

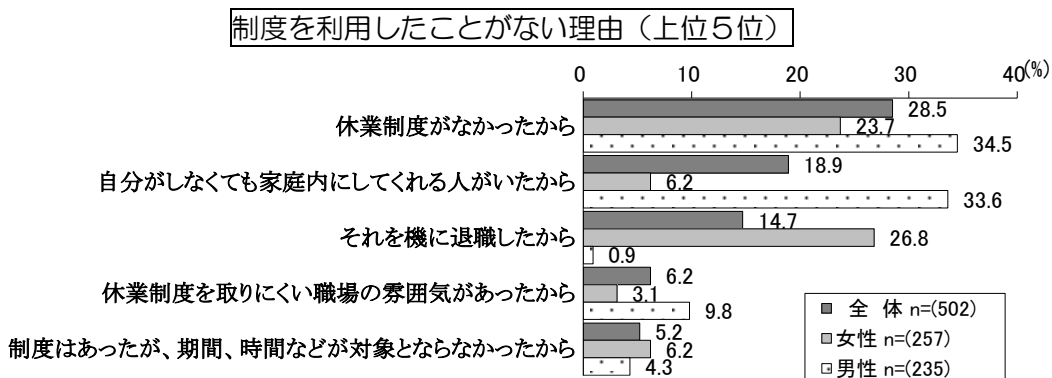
「女性が仕事をもつことについての考え」をみると、性別に関わらず「家族や自分の状況に応じて、就職・転職・離職に柔軟に対応するのが良い」が5割以上を占めており、女性が職業を持つことに対する肯定度が高いことが伺えます。



制度の利用状況は、「育児休業制度」は女性が11.3%、男性が1.6%で、女性に比べて男性の利用状況が低い現状となっています。

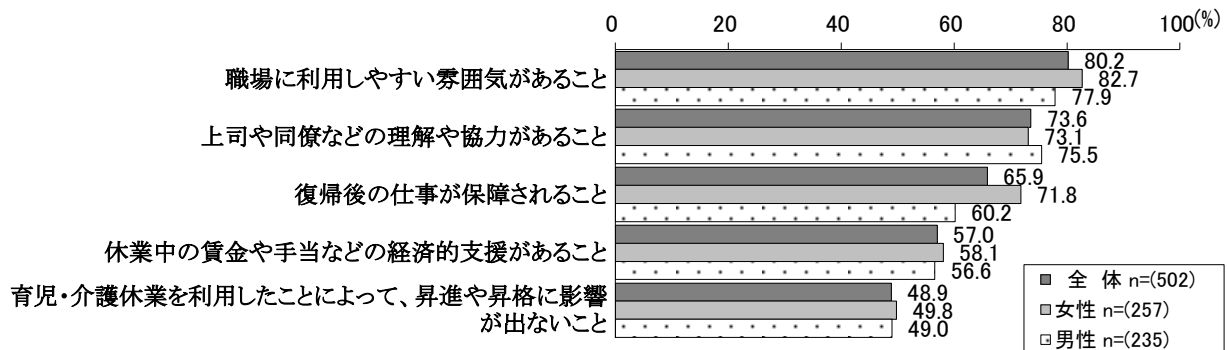


制度を利用したことがない理由は、全体では「休業制度がなかったから」が最も高く、休業制度の整備が必要であることが伺えます。男性は「自分がしなくても家庭内にしてくれる人がいたから」が33.6%で女性より27.4ポイント高く、女性は「それを機に退職したから」が26.8%で最も高くなっており、育児・介護に関する女性の負担が大きいことが伺えます。



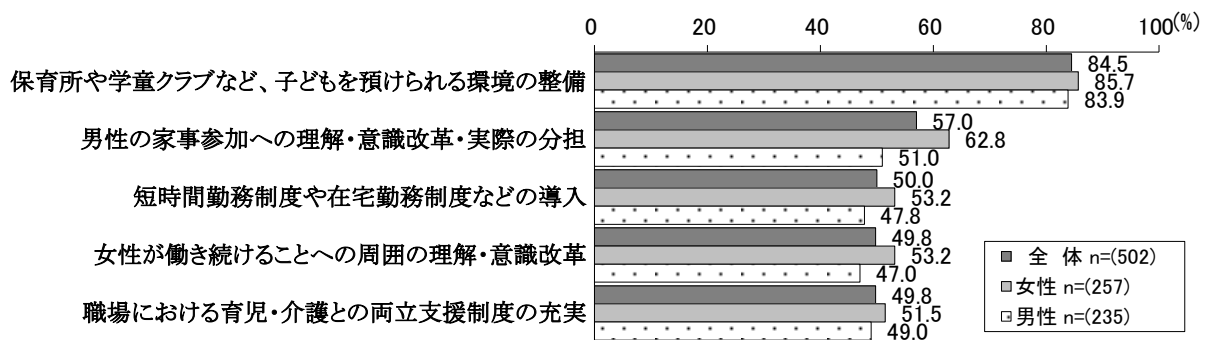
育児・介護休業制度を取りやすくするために必要なことは、男女ともに「職場に利用しやすい雰囲気があること」が最も高く、それぞれ7割以上となっています。制度の整備だけでなく、社会全体で子どもを育てるといった意識の醸成が必要とされています。

育児・介護休業制度を取りやすくするために必要なこと（上位5項目）



女性が出産しても同じ職場で働き続けるために必要なことは、男女ともに「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が最も高く、それぞれ8割以上となっています。希望する人が十分に利用できるよう、環境の整備が必要とされています。

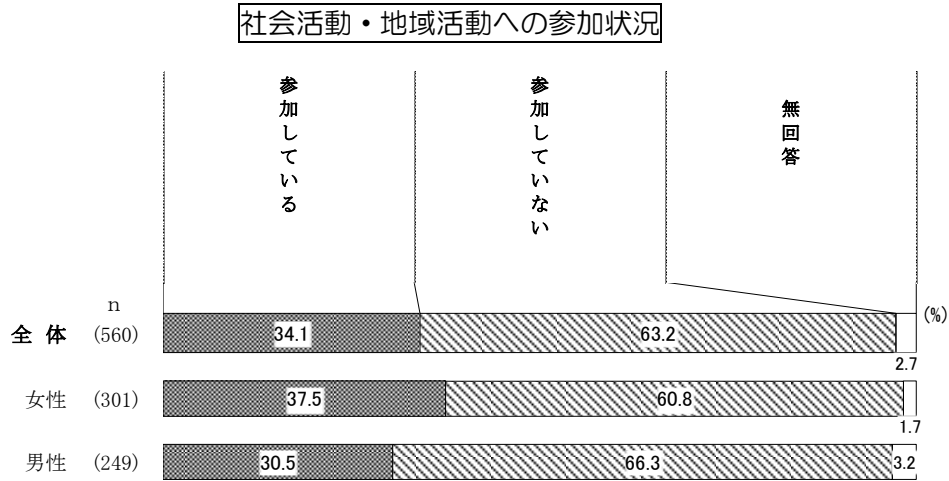
女性が出産しても同じ職場で働き続けるために必要なこと（上位5項目）



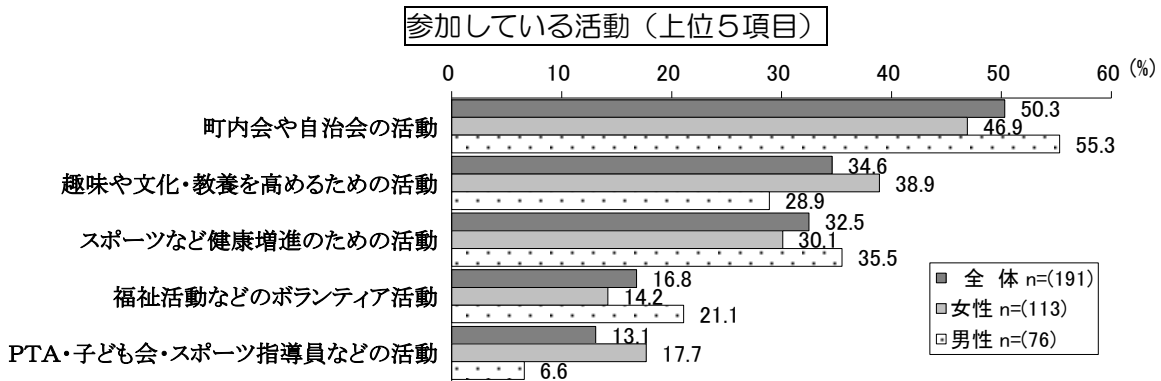


## 8. 社会活動・地域活動への参加状況について

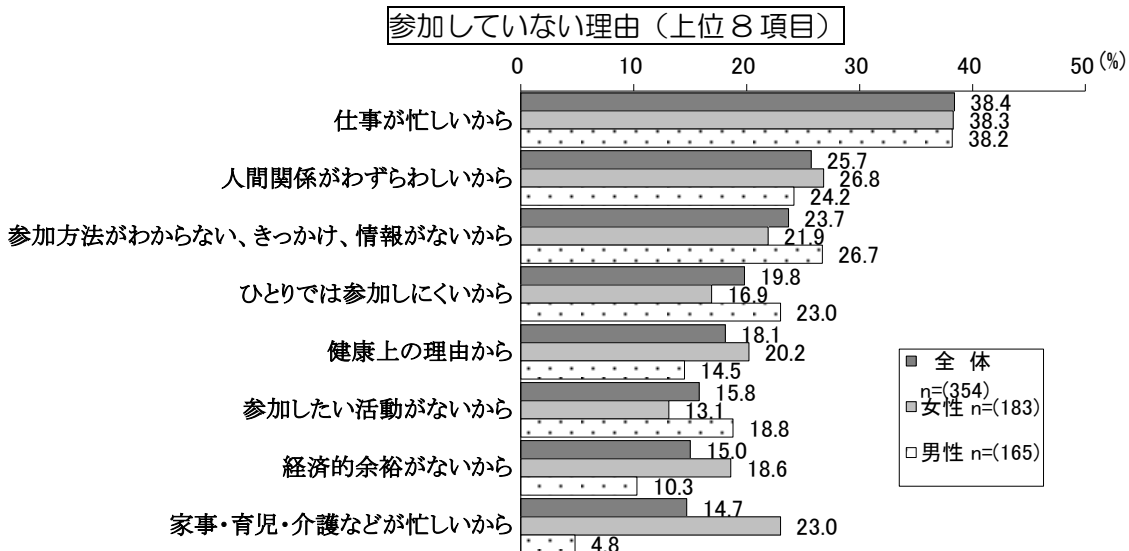
社会活動・地域活動への参加状況を見ると、女性では「参加している」が37.5%で、男性より7.0ポイント高くなっています。



参加している活動は、男女ともに「町内会や自治会の活動」が最も高く、男性55.3%、女性46.9%となっています。また、「趣味や文化・教養を高めるための活動」、「PTA・子ども会・スポーツ指導員などの活動」は女性が男性より高く、「スポーツなど健康増進のための活動」、「福祉活動などのボランティア活動」は男性が女性より高くなっています。



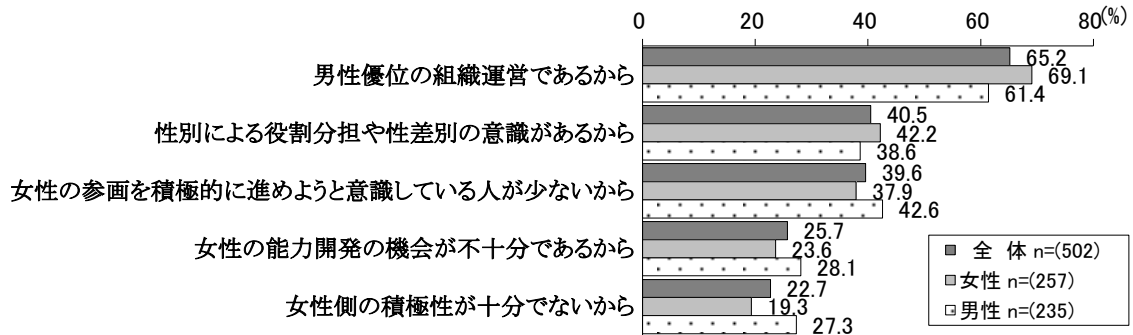
参加していない理由は、男女ともに「仕事が忙しいから」が約4割で最も高くなっています。また、女性では「家事・育児・介護などが忙しいから」が23.0%となっており、男性より18.2ポイント高くなっています。



## 9. 政策決定過程における女性の参画について

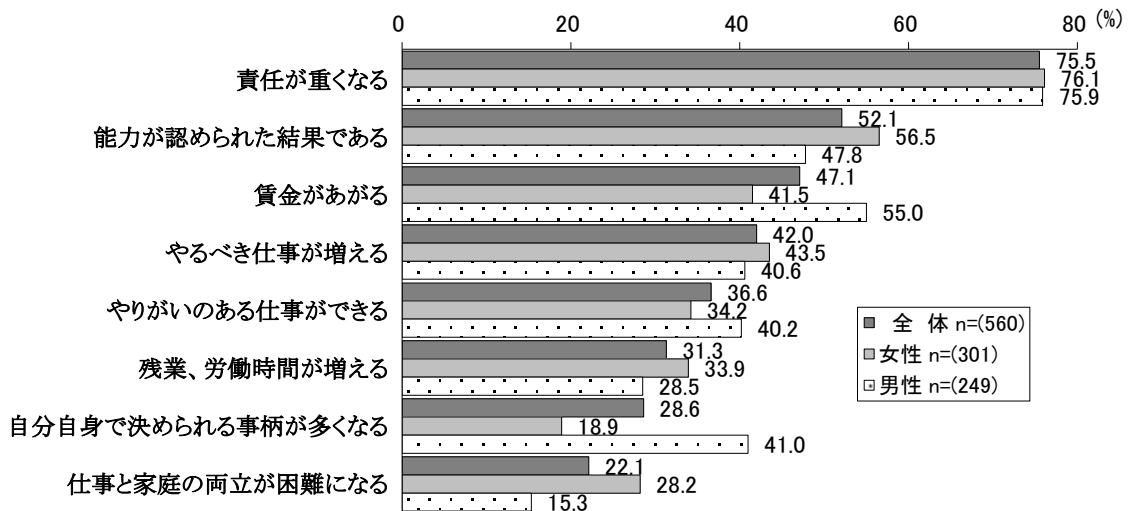
政策の企画や方針決定に関わる役職に女性があまり進出していない理由は、男女ともに「男性優位の組織運営であるから」が最も高く、それぞれ6割以上となっています。

政策の企画や方針決定に関わる役職に女性があまり進出していない理由（上位5項目）



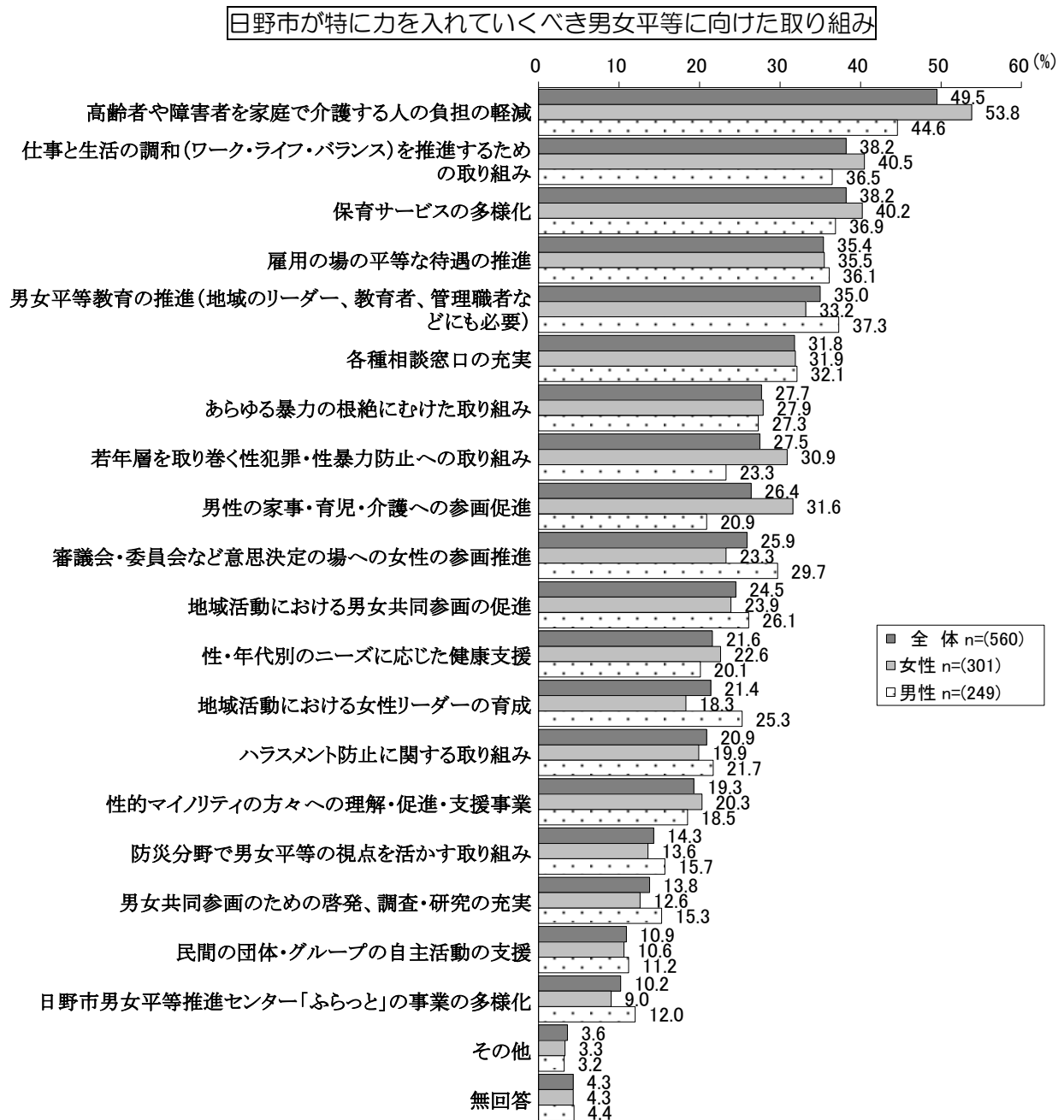
管理職以上に昇進することのイメージは、男女ともに「責任が重くなる」が最も高く、それぞれ7割以上となっています。「能力が認められた結果である」は女性で56.5%、「賃金があがる」は男性で55.0%と高くなっています。また、女性では「仕事と家庭の両立が困難になる」が28.2%で男性より12.9ポイント高くなっています。

管理職以上に昇進することのイメージ（上位8項目）



## 10. 男女がともに暮らしやすい日野市にするために

日野市が特に力を入れていくべき男女平等に向けた取組は、「高齢者や障害者を家庭で介護する人の負担の軽減」が49.5%で最も高く、女性では53.8%と男性より9.2ポイント高くなっています。その他、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するための取組」や「保育サービスの多様化」などが要望として多く挙げられています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の理念・目標

#### 1. 計画の基本理念

本計画では、男女平等社会を「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、また、ともに対等に参画し、その成果も責任も分かち合う社会」と捉え、多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざすことを基本理念としています。

#### ■ 基本理念 ■

**多様な個性が尊重され、  
誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして**

#### 2. 計画の基本方針

本計画は、日野市が施策を進めるための計画であるとともに、市が市民・事業者と協働し取り組むことを前提とした計画です。策定後の取組については市民参画で評価を行い、第3次計画と同様に「できることを着実に」、真の実効性の確保に努めるとともに、市民にとって生活に身近な男女平等参画の推進をめざし、第3次計画の検証をふまえた策定を行います。

また、「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会」をめざすうえで、妊娠や出産等の女性特有の機能を保護の対象とすることは、社会として不可欠であると考えます。男女間の格差や課題を改善するためには、必要な範囲において男女ともに、より多くの参画の機会を提供する必要があると考え、取り組んでいきます。

### 3. 計画の目標

本計画では、次の4つの目標を設定し、実現のための方向性を明確にし、解決に向けた施策を提示します。

## ■ 4つの目標 ■

目標 I	人権が尊重される社会づくり
めざす姿	すべての人の人権が尊重され、認められている社会
男女平等社会においては、男女ともに性別にかかわらず自らの意思と責任により、生き方を選択し、その選択が尊重されることが重要です。男女平等とは、すべての人の人権を尊重することであるという理念に立ち、一人ひとりが認められる社会をめざします。	

目標 II	あらゆる暴力の根絶をめざす
めざす姿	誰もが安心して安全に暮らせる、暴力を許さない社会
あらゆる暴力の根絶に向けて、関連機関との連携による被害者の早期発見と支援に向けた体制を充実します。また、被害の未然防止と暴力のない社会形成に向けて、若い世代への教育・啓発を進めます。	

目標 III	女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり
めざす姿	あらゆる分野で女性と男性がともに参画し、個性と能力を発揮できる環境が整っている豊かな社会
すべての人が、性別にかかわらず、個人の個性と能力が発揮できる地域・職場づくりをめざします。また、社会が多様な人々によって構成されていることを市民一人ひとりが認め、誰もが住みやすいまちづくりにその個性と希望を生かし参加できる社会をめざします。	

目標 IV	男女平等参画の推進体制づくり
めざす姿	男女平等参画の取組を市が推進するための体制
市が市民・事業者と協働し、庁内関係各課連携のもと男女平等参画を推進する体制を充実させます。また、率先行動として、庁内での男女平等をさらに充実します。	

## 第2節 計画の体系

基本理念

基本目標

施策項目

施策の方向性

多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして

**目標Ⅰ**  
人権が尊重される社会づくり

- 1.性別に基づく固定的役割分担意識の解消
- 2.多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり【新規】
- 3.生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援
- 4.多文化共生社会の理解促進と外国人への支援【新規】

- 男女平等意識・人権尊重意識の醸成 ★
- メディア・リテラシー(情報を適切に読み解き・活用する力)の普及と教育
- 性の多様性に関する理解促進 ★【新規】
- 性的マイノリティへの支援 ★【新規】
- 性の尊重に関する普及啓発
- 性差医療及び性差に応じた健康支援の実施
- 共生社会の実現に向けた取組【新規】
- 外国人が暮らしやすい社会づくり【新規】

「日野市配偶者暴力対策基本計画」

**目標Ⅱ**  
あらゆる暴力の根絶をめざす

- 1.配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援
- 2.性犯罪・性暴力の防止【新規】
- 3.さまざまな暴力・ハラスメントの防止

- 配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化 ★
- 配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援
- 市の体制整備と連携強化
- 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化 ★【新規】
- 被害者への支援【新規】
- 暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実
- 被害者への支援

★は重点施策

多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして

「日野市女性活躍推進計画」【新規】

目標Ⅲ

女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

1.女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 女性へのライフステージを通じた就業支援
- 女性の参画推進による農業活性化

2.家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

- 家庭における男女の役割分担意識の改善
- 貧困の防止と生活困窮者への支援
- 子育て支援施策の充実 ★
- ひとり親家庭への支援
- 障害者・高齢者・介護者への支援【新規】

3.働く場におけるワーク・ライフ・バランス

- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ ★
- 雇用における男女平等参画の推進
- 事業所等における意思決定過程への女性参画促進

4.地域におけるワーク・ライフ・バランス

- 子育てや介護を地域で支える仕組みづくり
- 地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進
- 男性高齢者の社会参加の促進

5.さまざまな立場から考える防災体制の確立

- 防災対策における男女平等参画推進
- 多様な視点を取り入れた防災対策の推進【新規】

目標Ⅳ

男女平等参画の推進体制づくり

1.行政の政策決定過程における女性の参画促進

- 委員会などにおける男女比率の適正化の推進

2.市民との連携による男女平等参画の推進

- 市民・事業者等との連携

3.率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

- 男女平等に関する職員研修の充実
- 男女が対等に働く職場づくり
- ハラスメント相談及び防止体制の充実
- 職場のワーク・ライフ・バランスの推進

4.行政における男女平等参画の推進体制づくり

- 男女平等推進センターの機能の充実
- 庁内推進体制の充実

### 第3節 数値目標

男女平等参画施策の進捗状況を管理し、本計画の着実な推進につなげるとともに、市民にも分かりやすいものとするため、以下のとおり基本目標ごとに数値目標を設定します。

#### 目標Ⅰ 人権が尊重される社会づくり

指標	現況	目標
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」そう思わない、あまりそう思わない人の割合	74.6% (令和元年男女平等市民アンケート)	増加
社会通念・習慣・しきたりにおいて男性の方が優遇されている、どちらかと言えば優遇されていると思う人の割合	78.2% (令和元年男女平等市民アンケート)	減少
性的マイノリティへの理解促進によりカミングアウトされた場合に関わりなく接することができる人の割合	41.3% (令和元年男女平等市民アンケート)	60%
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率の向上	子宮頸がん 13.5% 乳がん 20.2% (令和元年度)	増加

#### 目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶をめざす

指標	現況	目標
配偶者や交際相手からの暴力の被害経験のある人の割合	17.0% (令和元年男女平等市民アンケート)	減少
配偶者や交際相手からの暴力を相談した人の割合	32.6% (令和元年男女平等市民アンケート)	50%
ハラスメントを受けたことがある人の割合	31.6% (令和元年男女平等市民アンケート)	減少



### 目標Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

指標	現況	目標
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も内容も知っている人の割合	41.4% (令和元年男女平等市民アンケート)	55%
家庭生活において男性の方が優遇されている、どちらかと言えば男性の方が優遇されていると思う人の割合	55.2% (令和元年男女平等市民アンケート)	減少
職場において男性の方が優遇されている、どちらかと言えば男性の方が優遇されていると思う人の割合	67.5% (令和元年男女平等市民アンケート)	減少
平日における男性の育児に関わっていない人の割合	53.8% (令和元年男女平等市民アンケート)	減少
「仕事が忙しいから」を理由として職業以外の社会活動、地域活動に参加していない人の割合	38.4% (令和元年男女平等市民アンケート)	減少

### 目標Ⅳ 男女平等参画の推進体制づくり

指標	現況	目標
審議会・委員会における女性委員の割合	32.4% (令和2年4月現在)	40%
市における女性管理職の割合	24.9% (令和2年4月現在)	30%
市職員の男性育休取得率の向上	33.3% (令和元年度実績)	60%以上

## 第4章 計画の内容

### 日野市の第4次計画における重点施策

日本は、少子高齢化の急速な進展により、平成20年をピークに人口が減少局面に入り、その後も急減することが見込まれています。その中で人口構成の変化、グローバル化による産業競争の激化が起こす、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化、社会保障の持続不可能性等のさまざまな課題が生じています。これらの課題解決には、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

また、平成27年9月に国連で決定された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント※を図ること」が目標のひとつに掲げられています。

これらの社会的背景や国際的な取組等をふまえ、多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる社会の実現に向けて、その基盤となる「男性の家事・育児等への参画に向けた取組」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」、さらには「配偶者暴力などあらゆる暴力の予防と根絶」、「性の多様性に関する理解促進」等に対する取組が必要です。

国では、第5次計画男女共同参画基本計画の策定に向けた基本的な方針の中で、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsに掲げる持続可能な世界の実現に向けた社会」をめざす姿の1つとして掲げ、職場、地域、家庭における取組や、暴力の根絶、災害時の女性参画などあらゆる場面における施策を充実する方針を示しています。

日野市では、平成14年4月1日から「日野市男女平等基本条例」を施行し、市民一人ひとりが男女平等の意義を理解し、男女ともに自らの意思と責任において家庭生活と職場生活の両立を図りつつ社会活動に参画することにより、豊かで活力のある真の男女平等社会の実現に向けて男女平等施策を推進してきました。日野市の男女平等行動計画でも、ワーク・ライフ・バランス、女性の参画を重要なキーワードと捉え、すべての人が生きやすいまちづくりのための施策を盛り込んでいきます。

限られた予算を有効に活用し、男女平等の視点からこれらの問題を解決するため、第4次日野市男女平等行動計画の策定にあたっては、優先すべき施策について検討し、次の7施策を重点的に取り組む施策として掲げました。

#### ■ 第4次計画で重点的に取り組む7つの施策 ■

1. 男女平等意識・人権尊重意識の醸成
2. 性の多様性に関する理解促進
3. 性的マイノリティへの支援
4. 配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化
5. 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化
6. 子育て支援施策の充実
7. ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ

※以上の7つの重点施策については、次ページ以降、★印で表記します。

※エンパワーメント

一人ひとりがその人らしく活動する力をつけ、また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

# 目標Ⅰ 人権が尊重される社会づくり

～すべての人の人権が尊重され、認められている社会～

## 施策の方向性 1. 性別に基づく固定的役割分担意識の解消

### 施策1 男女平等意識・人権尊重意識の醸成 ★

- ・ 保育士・教職員などへの男女平等意識の啓発
- ・ 学校現場における男女平等教育の推進
- ・ 家庭・地域・職場での男女平等意識の啓発
- ・ 男女平等に関する情報提供の充実化

### 施策2 メディア・リテラシー\*の普及と教育

- ・ 市発行物における男女平等に関する表現指針の徹底
- ・ メディア・リテラシーの育成

## 施策1 男女平等意識・人権尊重意識の醸成 ★重点施策1

### 【現状と課題】

- 男女平等参画社会を実現していくうえで、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、性差に対する偏見が大きな課題となっています。これらを解消するためには、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが必要です。
- 「市民アンケート調査結果」によると、さまざまな分野での男女の地位の平等感について、家庭生活や職場など、多くの分野で男性が優遇されていると思う割合が多くなっています。特に、「社会通念・習慣・しきたり」や、「政治」、「社会全体」では、男性が優遇されていると思う割合が7割以上と高い結果となっています。
- 未来を担う子ども達が、人権の大切さや男女平等の重要性を幼児期から学ぶことができるよう、子どもの成長過程に関わる人が人権意識と男女平等意識を持つことや、職場などで男女平等参画について学ぶことが必要です。

### 【施策の方向性】

- ◇ 男女とも一人ひとりが、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための教育、及び広報・啓発活動を実施します。
- ◇ 家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会（研修など各種講座、情報誌やホームページを活用した情報提供等）を充実します。また、性自認・性的指向を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行います。

### ※メディア・リテラシー

メディアの内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、批判的に評価し、メディアからの情報を主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力をさします。また、人々がメディアを使って表現する能力をもさします。

No	事業名	事業内容	担当課
1	保育士・教職員などへの男女平等意識の啓発	子どもの保育や育成に携わる保育士などに研修等を実施し、男女平等意識の普及・啓発を図る。 教職員を対象として、東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施し、人権意識を高める。	学校課 子育て課 保育課
2	学校現場における男女平等教育の推進	学校生活において、人権尊重を基盤とした教育活動を通して、男女の固定的役割分担意識による偏りをなくし、男女平等の意識を高める。	学校課
3	家庭・地域・職場での男女平等意識の啓発	男女平等参画に関する情報を収集し市民へ提供する。性差別、性別に基づく固定的役割分担意識及び偏見などを解消し、一人ひとりが男女平等に関する認識を深めるための講座など、学習の機会を提供する。	中央公民館 男女平等課
4	男女平等に関する情報提供の充実化	情報誌（男女平等推進センターだより）の発行や、男女平等推進センターのホームページを活用した情報提供を行う。男女平等に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。 市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚教材などの充実化を図る。	男女平等課

## 施策2 メディア・リテラシー（情報を適切に読み解き・活用する力）の普及と教育

### 【現状と課題】

- インターネットの普及等により、メディアを通じて流れるさまざまな情報は複雑化しています。そうした状況の中で、男女平等の視点から、市民が主体的に情報を収集し判断する能力、また適切に発信する能力を身につける必要があります。

### 【施策の方向性】

- ◇ 市が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく役割分担を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底します。
- ◇ さらに、市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるように情報提供を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
5	市発行物における男女平等に関する表現指針の徹底	市が発信する情報について、ジェンダー（社会的な男女の区別）にとらわれない表現を徹底し、ジェンダーの視点にたった市発行物の点検をする。男女平等に関する表現指針を必要に応じて見直し、活用する。	市長公室 男女平等課 全庁

No	事業名	事業内容	担当課
6	メディア・リテラシーの育成	メディアからの情報を適切に読み解き、活用する力を育てるための学習の機会を提供する。	男女平等課

## 施策の方向性2. 多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり【新規】

### 施策1 性の多様性に関する理解促進 ★【新規】

- 性的マイノリティの理解促進に向けた教育の推進と職員研修の実施【新規】
- 性的マイノリティ理解促進の情報提供や啓発事業【新規】

### 施策2 性的マイノリティへの支援 ★【新規】

- 交流スペースの設置【新規】
- 相談事業の周知【新規】
- パートナーシップ制度(仮称)等の導入に向けた取組【新規】

## 施策1 性の多様性に関する理解促進 ★重点施策2 【新規】

### 【現状と課題】

- 身体の性と自分が認識する性が一致しないなど、性的マイノリティと呼ばれる人たちには、自分の性に違和感を持ちながらも周りに打ち明けることができず、悩みや不安を抱えていたり日常生活の場面での偏見や差別を受けるなど、社会的な理解が進んでいない状況があります。

### 【施策の方向性】

- ◇ 市民への性的マイノリティの理解促進に向けて、庁内全職員への性的マイノリティを含む人権啓発研修を継続して実施します。
- ◇ 多様な性、多様な生き方を認める社会形成をめざして、学校や関係機関等と連携し、偏見や差別の解消をめざした啓発や理解促進に向けた情報提供を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
7	性的マイノリティの理解促進に向けた教育の推進と職員研修の実施(新規)	市職員、教職員への研修を継続実施し、性的マイノリティに関する理解を深め、個々に適切な対応が取れるようにするとともに、児童・生徒の性的マイノリティへの理解促進のため、人権教育の一環として推進していく。	総務課 男女平等課 学校課
8	性的マイノリティ理解促進の情報提供や啓発事業(新規)	多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりと理解促進のための情報提供を行い、相談体制を整備する。	中央公民館 男女平等課

## 施策2 性的マイノリティへの支援 ★重点施策3 【新規】

### 【現状と課題】

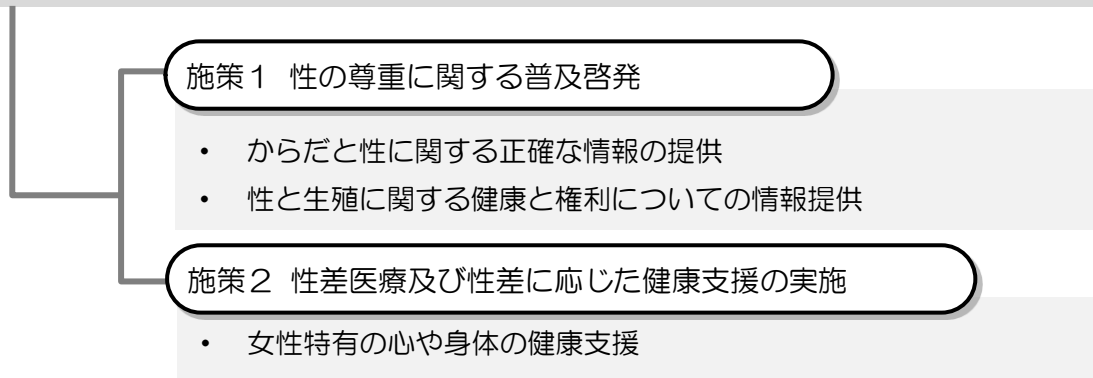
- 「市民アンケート調査結果」によると、性的マイノリティに対して必要な自治体の取組として「学校教育の充実や配慮(授業や講演会の実施、制服などへの配慮)」、「相談窓口を設置する」などが多くあげられています。

### 【施策の方向性】

- ◇ 関係団体等と連携し、多様な性、多様な生き方を抱える人たちの交流スペースの設置や相談事業等を行います。
- ◇ 性的マイノリティの人たちへの差別や困難が生じることのない社会づくりをめざして、パートナーシップ制度等の導入に向けて取り組んでいきます。

No	事業名	事業内容	担当課
9	交流スペースの設置(新規)	当事者、親族、支援者等の交流スペース「虹友カフェ」の運営	男女平等課
10	相談事業の周知(新規)	他機関等、相談窓口等についてホームページや情報誌等にて周知する。	男女平等課
11	パートナーシップ制度(仮称)等の導入に向けた取組(新規)	同性のカップル等が婚姻に相当する関係を公的に認める制度の導入にあたっては、新たな審議会等の設置も含め、先進事例を参考にしながら検討し、当事者や支援団体からの意見を積極的に聴取し、当事者の方々に寄り添った制度の構築をしていく。 また、市職員についても、休暇や給付金等の福利厚生が適用されるよう検討していく。	総務課 職員課 男女平等課

### 施策の方向性3. 生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援



#### 施策1 性の尊重に関する普及啓発

##### 【現状と課題】

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会の形成に当たっての前提といえます。
- 女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多いため、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面する可能性があるということを男女ともに留意する必要があります。この点においては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*（性と生殖に関する健康と権利）の視点を十分理解することが重要です。

##### 【施策の方向性】

- ◇ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を普及し、妊娠・出産などを含めた女性のライフステージに応じた健康を支援します。性や妊娠・出産に関する情報を提供し、産む・産まない、子どもの人数や出産する時期などについて、個人が責任を持って決めることへの理解が深まるよう啓発を行います。
- ◇ 学校においては、学習指導要領に基づき児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、メディアの情報に振り回されないよう、性に関する正しい知識の普及に努めます。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「女性の性と生殖に関する健康と権利」のこと。人権と性の視点から妊娠、出産、避妊などについて肉体的、精神的、社会的に男女の健康を保障し女性の自己決定権を尊重する考え方で、1994（平成6）年の国際人口開発会議（カイロ）において提唱された。

No	事業名	事業内容	担当課
12	からだと性に関する正確な情報の提供	学校教育において学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施する。 家庭で子どもに対し性に関する正しい知識を伝えるための情報提供を行う。エイズや性感染症について、予防・早期発見のため、発達段階に応じた正しい知識の普及、情報提供を行う。	学校課 健康課 男女平等課
13	性と生殖に関する健康と権利についての情報提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）の考え方に基づく女性の性の尊重及び生き方の決定に関する啓発、情報提供を行う。	健康課 男女平等課

## 施策2 性差医療及び性差に応じた健康支援の実施

### 【現状と課題】

- 日野市では各種がん検診を実施しており、乳がん・子宮頸がんの検診は毎年偶数年齢を対象に行っています。令和元年度の乳がん検診受診率は20.2%、子宮頸がん検診受診率は13.5%となっており、さらなる受診率向上を図る必要があります。
- 女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多いため、女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるような健康教育、健康相談の体制を構築する必要があります。

### 【施策の方向性】

- ◇ 女性一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、女性特有の健康課題に関する知識の普及や、自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう支援します。また、気軽に相談することのできる体制を構築するとともに、性差医療に関する情報提供、必要時の受診勧奨など幅広く対応していきます。

No	事業名	事業内容	担当課
14	女性特有の心や身体の健康支援	女性特有の子宮頸がん検診及び乳がん検診を実施する。また、その重要性について周知し、受診率を上げる。 妊娠や出産、また更年期の体の変調に対応した専門外来の充実や、こころの健康を支援する相談を実施する。	健康課 市立病院 男女平等課



## 施策の方向性 4. 多文化共生社会の理解促進と外国人への支援【新規】

### 施策1 共生社会の実現に向けた取組【新規】

- 多文化理解に関する啓発、国際交流支援【新規】

### 施策2 外国人が暮らしやすい社会づくり【新規】

- 多言語による情報提供及び相談体制の充実【新規】

## 施策1 共生社会の実現に向けた取組 【新規】

### 【現状と課題】

- すべての人の人権が尊重され互いに認め合える社会を実現するためには、性別だけでなく、国籍の違いなどによる多様な価値観への配慮や理解が必要です。

### 【施策の方向性】

- ◇ 学校での多文化理解に関する教育の実施や多文化交流機会の提供など、理解促進に向けた取組を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
15	多文化理解に関する啓発、国際交流支援(新規)	学校や地域において、さまざまな国の文化を理解するための学習機会を提供する。また、講座等啓発事業を通じて、日本人と外国人がともに相互理解を深め、異文化の存在を認め合いながら、地域での住みやすい環境づくりを行う。	シティセールス推進課 企画経営課 学校課

## 施策2 外国人が暮らしやすい社会づくり 【新規】

### 【現状と課題】

- 留学や就労などさまざまな理由で市内に在住する外国人の方が、困難を感じることなく日常生活を送ることができる環境整備が必要です。

### 【施策の方向性】

- ◇ 多言語での情報提供や外国語での相談窓口対応など、外国人でも不自由を感じることなく日常生活を送れる環境整備に努めます。

No	事業名	事業内容	担当課
16	多言語による情報提供及び相談体制の充実(新規)	窓口での行政サービスについて、外国人が適切な支援が受けられるよう、母国語や、やさしい日本語などによる情報提供を行い、また生活や行政手続きなどでの困難を解消するために相談体制の充実を図る。	シティセールス推進課 企画経営課 全庁

## 目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶をめざす〈日野市配偶者暴力対策基本計画〉

～誰もが安心して安全に暮らせる、暴力を許さない社会～

### 施策の方向性 1. 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

#### 施策1 配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化 ★

- DVの未然防止と早期発見のための啓発実施
- 児童虐待への対応と防止に関する取組【新規】
- 一人ひとりの状況に応じた相談の実施

#### 施策2 配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援

- 被害者の安全確保に向けた支援
- 被害者の回復（自立）支援

#### 施策3 市の体制整備と連携強化

- 情報管理の徹底
- DV対応マニュアルの見直しと活用
- 関連窓口を含む職員等の研修実施
- 各種関連窓口間の連携強化

### 施策1 配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化 ★重点施策4

#### 【現状と課題】

- 女性に対する暴力は、男女がともに参画する社会を形成していくうえでの大きな阻害要因であり、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等の被害は、深刻な人権侵害問題です。
- また配偶者等からの暴力においては、被害者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを認識する必要があります。児童虐待防止法では、子どもが両親間の暴力を目撃すること（面前DV）も子どもへの虐待になるとされています。
- さらに昨今、新型コロナウイルスを起因とする生活不安やストレスなどにより、DVや性暴力の相談件数及び女性の自殺が急増しており社会問題化しています。
- 「市民アンケート調査結果」では、「配偶者等から暴力を受けた経験のある」割合が17%となっており、そのうち「誰かに相談した」割合は約30%にとどまっています。

#### 【施策の方向性】

- ◇ DVを根絶するためには、配偶者からの暴力の本質を社会全体が理解し暴力を否定する気運の醸成が必要です。「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「男女共同参画週間」、「人権週間」などに合わせてDVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努めます。関連機関には適切な情報提供をし連携を強化します。また、被害者一人ひとりの状況に応じた相談を行います。
- ◇ DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、近隣自治体とともに検討していきます。

No	事業名	事業内容	担当課
17	DVの未然防止と早期発見のための啓発実施	加害者の自覚と被害者の気づきを促す啓発事業を実施する。啓発誌、パネル展、講演会などにより、DV防止や早期発見のための周知を行うとともに、関連機関に情報提供し、連携を強化する。	男女平等課
18	児童虐待への対応と防止に関する取組（新規）	相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。 虐待の芽を早期に摘む取組や再発防止のための見守り等を行う。 毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民へのさまざまな啓発活動に取り組む。	子ども家庭支援センター
19	一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、関連部署への相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施する。	男女平等課 関連部署

## 施策2 配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援

### 【現状と課題】

- 配偶者等からの暴力は、被害者が他人に相談しにくいことや人の目につきにくい家庭内で発生していることなどから、被害が潜在化する傾向にあります。
- 被害者の中には、経済的な理由で暴力から逃れることができないケースも多く、安全確保と合わせた自立支援を行う必要があります。

### 【施策の方向性】

- ◇ 被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施します。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携します。

No	事業名	事業内容	担当課
20	被害者の安全確保に向けた支援	緊急一時保護の実施。警察、民間支援団体等関連機関との連携を強化しすみやかに被害者を保護する。 民間支援団体の活動状況を把握し、財政的な面も含め適切で効果的な支援を行う。	男女平等課 関連部署
21	被害者の回復（自立）支援	被害者の回復（自立）のため、住居・生活・就労などについて各制度を活用し、総合的に支援を行う。	男女平等課 関連部署

## 施策3 市の体制整備と連携強化

### 【現状と課題】

- 被害者の安全確保のため、プライバシー確保の徹底による二次被害の防止が求められます。
- 被害者支援にあたっては、関係機関の連携により、早期の発見から自立まで切れ目ない専門的な支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ◇ DV 被害者の相談から自立まで、中長期的に切れ目のない支援をしていくために、情報管理や対応マニュアルの活用を含めた市の体制整備をします。

No	事業名	事業内容	担当課
22	情報管理の徹底	被害者が安全で安心して生活できるよう情報管理を徹底する。	男女平等課 関連部署
23	DV 対応マニュアルの見直しと活用	DV 被害者に対し、二次被害を出さないようにするため、庁内における DV 対応マニュアルを必要に応じて見直す。	男女平等課 関連部署
24	関連窓口を含む職員等の研修実施	関連窓口を含む職員等に対して、DV のさまざまなテーマに応じた研修を行った。	男女平等課
25	各種関連窓口間の連携強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を定期的に関催し、情報交換を行い、縦割り行政の弊害をなくすよう連携を強化する。また、必要に応じて関連機関を含めた連絡会を開催する。	男女平等課

## 施策の方向性 2. 性犯罪・性暴力の防止【新規】

### 施策 1 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化 ★【新規】

- ・ 若年層に向けた意識啓発【新規】
- ・ 学校等における教育や啓発の内容の充実【新規】

### 施策 2 被害者への支援 【新規】

- ・ 関係機関との連携による被害者支援【新規】
- ・ 相談窓口等の周知と情報提供【新規】

## 施策 1 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化 ★重点施策 5 【新規】

【現状と課題】

- 近年、出会い系サイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、性犯罪・性暴力等が多様化し、若年層への被害が増加し深刻化が見受けられています。
- それらの状況から、令和 2 年 4 月より内閣府を中心とし警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省が連携して「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」をとりまとめ、今後 3 年間で集中強化期間として、取組を強化することとしています。

【施策の方向性】

- ◇ 若年層に対して、デート DV<sup>※</sup>やリベンジポルノ<sup>※</sup>、JK ビジネス<sup>※</sup>等の暴力被害を防止するため、正しい知識や情報提供による意識啓発を行います。
- ◇ 被害にあった場合に相談しやすい窓口等の設置とワンストップ支援センターなどの相談機関の周知の徹底や、その他の情報提供を合わせて行います。

※デート DV：結婚していない男女間における身体的、精神的、性的並びに経済的暴力のこと。

※リベンジポルノ：本人の同意を得ずに、元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。

※JK ビジネス：女子高生などの児童を対象とし、性を売り物としたサービスを提供させるもの。

No	事業名	事業内容	担当課
26	若年層に向けた意識啓発（新規）	ストーカー、性犯罪・性暴力等の防止に関する啓発を行う。 警察と連携し、近隣の大学等へストーカー、性犯罪・性暴力及びデート DV 等の防止に関する出張講座を開催する。	セーフティネットコールセンター 男女平等課
27	学校等における教育や啓発の内容の充実（新規）	性犯罪・性暴力被害予防に向けたリーフレット等の資料を活用し、保護者や地域の意識を高める。 そのうえで学校は、保護者、地域の理解を得ながら予防教育を推進していく。 学校へのデート DV 出張講座や情報提供等を行う。	学校課 男女平等課

## 施策 2 被害者への支援 **【新規】**

### 【現状と課題】

- 性犯罪・性暴力による被害は、トラウマとなり心身ともに長期にわたる影響が懸念されます。回復に向けて、カウンセラーや医療機関などの専門機関との連携が必要です。
- 「市民アンケート調査結果」では、子どもの性被害等の防止に必要なこととして、「子どもや保護者の相談窓口の設置」や「相談した子どもや保護者の支援体制の構築」が上位となっています。

### 【施策の方向性】

- ◇ 医療機関等と連携した支援を図るとともに専門の支援機関等の紹介を行います。
- ◇ 学校での相談機会の提供や若年層が利用しやすい相談方法を検討します。

No	事業名	事業内容	担当課
28	関係機関との連携による被害者支援（新規）	警察や東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のところに寄り添いながら、迅速な対応を行う。	セーフティネットコールセンター
29	相談窓口等の周知と情報提供（新規）	相談窓口等の周知や情報提供を図り、連携体制を整える。	セーフティネットコールセンター 男女平等課

## 施策の方向性3. さまざまな暴力・ハラスメントの防止

### 施策1 暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実

- ・ セクハラ・パワハラ等に関する啓発、情報提供
- ・ 男女平等を阻む暴力や人権侵害に関する啓発、学校等における教育の実施

### 施策2 被害者への支援

- ・ 被害者に対する相談の実施

## 施策1 暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実

### 【現状と課題】

- セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）などの性別に起因するさまざまなハラスメントは、暴力であり重大な人権侵害であります。これは男女平等の社会を形成していくうえで克服しなければならない重要な課題であり、また男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。
- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントなどのさまざまなハラスメントについては、男女雇用機会均等法や令和2年6月に施行された改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）に基づき、企業に対する指導等を徹底するとともに、これらのあらゆるハラスメントの行為者に対する厳正な対処と再発防止策を講じ、被害者の精神的ケアを強化する必要があります。

### 【施策の方向性】

- ◇ 地域や学校、職場においてセクシュアル・ハラスメントをはじめさまざまなハラスメントやいじめなどすべての暴力を防止するために情報提供や意識啓発を進めるとともに、被害者への相談を実施します。

No	事業名	事業内容	担当課
30	セクハラ・パワハラ等に関する啓発、情報提供	さまざまなハラスメント防止に向けて啓発・情報提供を行う。	職員課 男女平等課
31	学校等における教育の実施	学校において、暴力根絶をめざした社会の形成に向けた教育を実施する。	学校課

## 施策2 被害者への支援

### 【現状と課題】

- さらに、市や民間支援団体等とのさらなる連携強化等により、被害者に対する効果的な支援の拡充を図る必要があります。

### 【施策の方向性】

- ◇ 相談窓口の周知や情報提供を図り一人ひとりの状況に応じた相談を実施していきます。

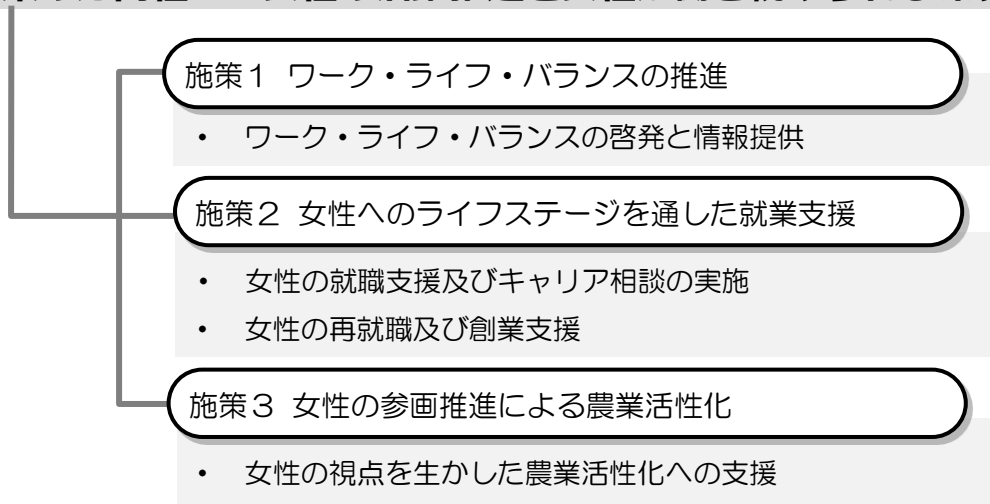
No	事業名	事業内容	担当課
32	被害者に対する相談の実施	女性相談等、被害者のための相談機能を充実させる。	男女平等課 関連部署

## 目標Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

### <日野市女性活躍推進計画>【新規】

～あらゆる分野で女性と男性がともに参画し、個性と能力を発揮できる環境が整っている豊かな社会～

#### 施策の方向性 1. 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備



#### 施策1 ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の推進

##### 【現状と課題】

- 長時間労働の慣行や、育児や介護休業制度等を利用しづらい風土や職場環境などは、女性だけでなく男性にとっても仕事と子育てや介護等の両立の妨げとなっている現実があります。  
また、依然として女性が「家事・育児・介護」の多くの時間を担っている状況のなかで、共働き世帯の増加により家族の在り方が変化してきており、「家事・育児・介護」においても男性が主体的な役割を果たしていくことが重要となっています。  
「女性活躍推進法」の制定などにより、女性の活躍が成長戦略の中核に位置づけられ、女性が置かれている状況に関心が向けられがちですが、男性も含めたあらゆる個人、家族・世帯の問題であり、女性活躍を推進することは誰もが暮らしやすい社会の実現にもつながります。
- 「市民アンケート調査結果」では、ワーク・ライフ・バランスの認知度は、「言葉も内容も知らない」が約3割を占めており、ワーク・ライフ・バランスの推進にあたって、理解が十分に浸透していない状況が伺えます。

##### 【施策の方向性】

- ◇ 男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的気運を醸成する啓発を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
33	ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供	市民に対し、情報誌などにより、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する啓発、情報提供を行う。	男女平等課 産業振興課

##### ※ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

## 施策2 女性へのライフステージを通じた就業支援

### 【現状と課題】

- 働く場においては、長時間労働や転勤が当然といった考え方が依然として根強いものであり、家事や育児と仕事の両立が難しく、就労の継続や再就職を困難にするひとつの要因となっています。

### 【施策の方向性】

- ◇ 女性の働き方は、結婚や妊娠・出産などのライフステージが変化することにより影響を受けます。今は就労を中断しているがいつか働きたいと考えている女性に対し、ライフスタイルに合わせて就労の選択ができるよう、家庭内のできる仕事、短時間の勤務及び起業などに関する情報提供を行います。また、就労の中断期間を生かした再就職へのキャリアプランづくりを支援します。

No	事業名	事業内容	担当課
34	女性の就職支援及びキャリア相談の実施	ハローワーク等と連携し、再就職を支援する講座等を実施する。 女性の資格取得や職能開発などに関する情報提供を行う。	男女平等課 産業振興課
35	女性の再就職及び創業支援	多摩平の森産業連携センター（PlanT）等を活用し、女性の創業支援のための講座等を実施する。 また、創業に活用できる融資制度等に関する情報提供を行う。	男女平等課 産業振興課

## 施策3 女性の参画推進による農業活性化

### 【現状と課題】

- 市内の農家戸数や農地面積は、年々減少傾向にあります。また、農業就業人口の半数以上が60歳以上と高齢化が進み担い手の減少とあわせて農業生産力の低下が懸念されます。
- 農家人口に占める女性の割合は男性より多く半数以上となっていることから、女性が働きやすく活躍しやすい環境づくりを進める必要があります。

### 【施策の方向性】

- ◇ 市内の女性農業者団体による加工品の開発や商品化などの活動を支援するとともに、関連団体や消費者等との連携を図りながら、女性農業者の情報交換や仲間づくりの活動支援を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
36	女性の視点を生かした農業活性化への支援	地域農業の活性化を図るため、農産物加工・販売などの新たな事業への取組を支援する。	都市農業振興課



## 施策の方向性 2. 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス

### 施策1 家庭における男女の役割分担意識の改善

- ・ ママ・パパへの妊娠・出産・育児支援
- ・ 子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等への参加促進
- ・ 文化、スポーツ、レクリエーション活動等を通じた男性の子育て参加促進
- ・ 男女がともに育児や介護を担う意識づくりのための啓発、情報提供

### 施策2 貧困の防止と生活困窮者への支援

- ・ 生活相談の実施
- ・ 経済支援の実施
- ・ 就業及び職業キャリアの形成に向けた情報提供

### 施策3 子育て支援施策の充実 ★

- ・ 待機児童の解消
- ・ 多様なニーズに対応した制度の充実
- ・ 障害児に対する子育て支援【新規】

### 施策4 ひとり親家庭への支援

- ・ ひとり親家庭への相談体制の充実
- ・ ひとり親家庭への情報提供
- ・ ひとり親家庭の生活・自立支援

### 施策5 障害者・高齢者・介護者への支援【新規】

- ・ 差別解消に向けた事業者等への啓発【新規】
- ・ 高齢者就労支援の推進【新規】
- ・ 多様な介護サービス、介護保険外サービスの実施

## 施策1 家庭における男女の役割分担意識の改善

### 【現状と課題】

- 家庭における家事や子育て等の責任の多くを女性が担っている現状をふまえ、女性の社会参画を促進するためには、パートナーが妊娠・産前・産後等における心身の変化を理解し、家事や子育て等に参画できるよう働き方の見直しなどの環境整備を進めることが必要です。
- 「市民アンケート調査結果」によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」では賛成が23.4%、反対が74.6%となっており、「妻が仕事を持つのは、家族の負担が重くなり、よくない」では賛成は14.7%、反対は82.5%となっています。平成26年の調査結果と比べるといずれも反対が増加しており、性別役割分担の意識の改善が見られます。
- しかしながら、平日の家事従事時間は女性で2時間～4時間未満が3割以上に対して男性は30分未満が3割以上となっており、女性の家事負担が大きいことが伺えます。

【施策の方向性】

- ◇ 男女がともに子育てを楽しむためには、男性が子育てに参加するきっかけをつくること、相談・子育てに関する情報を容易に得られることが重要です。男女ともに子育てを担いながら仕事や地域生活を両立できるよう子育てに関する啓発・情報提供を行い、男性の子育て参画を支援します。
- ◇ 育児休業制度の取得促進や介護休業制度などの周知とともに、男女ともに継続して就労しながら、育児や介護を担うことができるような意識づくりに向けた啓発を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
37	ママ・パパへの妊娠・出産・育児支援	ママ・パパクラス（妊娠・産後の育児勉強会）への男性（父親）の参加を促進し、子どもの成長過程や女性の妊娠・出産（産前・産後等）の心身の状態を理解できるよう、内容を充実させる。家事や育児をサポートし、家庭での安定した養育環境を整える。	健康課 子ども家庭支援センター
38	子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等への参加促進	子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等への男性（父親）の参加を促進する。	保育課 子ども家庭支援センター
39	文化、スポーツ、レクリエーション活動等を通じた男性の子育て参加促進	文化、スポーツ、レクリエーション活動等への親子での参加の機会を創出し、男性の育児参加を促進する。	文化スポーツ課 中央公民館 図書館
40	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのための啓発、情報提供	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのため啓発、情報提供を行う。	高齢福祉課 健康課 子ども家庭支援センター 男女平等課

## 施策 2 貧困の防止と生活困窮者への支援

【現状と課題】

- 雇用・就業構造が変化する中で、生活上の困難が幅広い層へ広がりつつあります。昨今の感染症禍において非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。セーフティネット機能により貧困など生活上の困難に対応するとともに、これらを防止するための取組や女性が長期的な展望に立って働けるようにすることも必要です。

【施策の方向性】

- ◇ 就労や生活困窮、生活の不安などに対し、生活相談や経済的な支援を実施します。また将来、貧困による生活の困難に直面することを防ぐため、職業訓練等の就労支援についての情報提供や啓発を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
41	生活相談の実施	就労や生活困窮、生活の不安などに対し生活相談を実施する。	セーフティネットコールセンター
42	経済支援の実施	貧困の世代連鎖を防ぐため、家庭の経済状況により子どもの進学の手続きや学力・意欲の差が生じることがないように経済的な支援を行う。	子育て課

No	事業名	事業内容	担当課
43	就業及び職業キャリアの形成に向けた情報提供	仕事に就くための、また非正規・臨時雇用から正規雇用や希望の職業へステップアップするための情報提供を行う。	産業振興課 男女平等課

### 施策3 子育て支援施策の充実 ★重点施策6

#### 【現状と課題】

- 女性が出産後も働き続けられるために必要な取組として、多様な働き方や世帯構成に対応した保育サービスの充実が求められています。保育所の待機児童解消や、病児・病後児保育、トワイライト保育など多様なニーズに対応した取組を検討します。
- 「市民アンケート調査結果」によると、女性が出産しても同じ職場で働き続けるために必要なことは、「保育所や学童クラブなど子どもを預けられる環境の整備」が8割以上と高くなっています。

#### 【施策の方向性】

- ◇ 男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立しさまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施します。

No	事業名	事業内容	担当課
44	待機児童の解消	保育ニーズの動向に合わせた保育園の確保。	保育課
45	多様なニーズに対応した制度の充実	一時保育・ショートステイ・トワイライトステイを充実する。 延長保育、休日保育、病児・病後児保育を促進する。 学童クラブ、放課後子ども教室「ひのっち」等の学齢期の放課後支援の充実。	保育課 子育て課 子ども家庭支援センター
46	障害児に対する子育て支援（新規）	保育所等訪問支援などの相談事業の充実、放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児の支援等、年齢や特性に応じた適切な支援体制の整備を推進する。	発達・教育支援課 障害福祉課

### 施策4 ひとり親家庭への支援

#### 【現状と課題】

- 家族の在り方や多様性により、ひとり親世帯は増加傾向にあります。子育てや生活、教育支援等、個人のさまざまな生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童を養育するひとり親世帯に対し児童扶養手当の支給等を行っています。

#### 【施策の方向性】

- ◇ 生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が安定した生活を営むことができるよう、相談体制の充実、情報提供、子育てのための時間の確保、子どもの状況に配慮したホームヘルパーの派遣や経済的支援など自立に向けたサポートを行います。

No	事業名	事業内容	担当課
47	ひとり親家庭への相談体制の充実	母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図る。	セーフティネットコールセンター

No	事業名	事業内容	担当課
48	ひとり親家庭への情報提供	「ひとり親家庭のしおり」、「セミナー」などによる情報提供の充実を図る。	セーフティネットコールセンター
49	ひとり親家庭の生活・自立支援	ひとり親家庭への生活支援（ホームヘルパー派遣、経済的支援）及び、ひとり親家庭が自立するための資金の貸付、給付事業、就労支援事業を実施する。	セーフティネットコールセンター 子育て課

## 施策5 障害者・高齢者・介護者への支援 【新規】

### 【現状と課題】

- 高齢化の進展に伴い要介護者の人数が増加しています。高齢者の子や子の配偶者が介護にあたる場合も多く、介護と仕事の両立が困難で仕事を続けられなくなる介護離職者の増加が問題となっています。
- 「市民アンケート調査結果」によると、日野市が特に力を入れていくべき男女平等に向けた取組は、「高齢者や障害者を家庭で介護する人の負担の軽減」が約半数を占めて最も高くなっています。

### 【施策の方向性】

- ◇ 家族介護者の負担を軽減するために、介護保険以外サービスを含めた多様な介護サービスや地域で支え合う仕組みづくりを行います。

No	事業名	事業内容	担当課
50	差別解消に向けた事業者等への啓発（新規）	障害のあるなしにかかわらず日常生活及び社会生活を送ることができるよう、市民や事業者の障害理解を深める周知及び啓発事業を実施、それらを通して地域に働きかけ共生社会の実現をめざす。	障害福祉課
51	高齢者就労支援の推進（新規）	高齢であっても働く意欲がある高齢者に対し、仕事を提供することを目的としてシルバー人材センターの活動を支援する。	高齢福祉課
52	多様な介護サービス、介護保険外サービスの実施	多様な介護サービス、介護保険外サービスを実施し、介護者の負担軽減を図るためのレスパイトケア※事業を実施していく。 また、介護サービスの安定的な提供に不可欠な介護人材確保を重要課題として推進していく。 地域包括支援センターとの連携を強化する。 認知症カフェ等の支援を充実させる。	高齢福祉課

#### ※レスパイトケア

レスパイトは休息、息抜きの意味。障害児（者）等を持つ家族に対して、日頃の介護による心身の疲れを回復させるため、一時的に一定の期間、介護から解放する援助をいいます。

## 施策の方向性3. 働く場におけるワーク・ライフ・バランス

### 施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ ★

- ・ ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- ・ ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介
- ・ ワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供

### 施策2 雇用における男女平等参画の推進

- ・ 雇用における男女平等推進のための情報提供・啓発
- ・ 労働に関する相談と情報提供

### 施策3 事業所等における意思決定過程への女性参画促進

- ・ 事業所等における意思決定過程への女性の参画推進に関する情報収集・提供

## 施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ ★重点施策7

### 【現状と課題】

- 近年女性の就業率が上昇し共働き世帯が増加する中で、これまで女性が中心に担ってきた「家事・育児・介護」について、男性も主体的に役割を果たすことが求められています。
- これまでの長時間労働を前提とした働き方の見直しや、昨今の感染症対策にともなう働き方の見直しを背景に、さらなるテレワークの推進による多様な働き方の構築など、男女がともに家庭での役割を担うことができる職場環境の整備や意識の醸成が必要です。
- 「市民アンケート調査結果」によると、育児・介護休暇を取りやすくするために必要なことは、職場に利用しやすい雰囲気があることが8割以上、上司や同僚などの協力があることが7割以上を占めており、職場での働き方に関する意識改革が必要なが伺えます。また、女性では復職後の仕事が保障されることが男性と比べて低く、職場復帰の保障が依然として大きな課題となっています。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に必要なことは、柔軟な働き方の選択、長時間労働の是正、育児休暇・介護休暇の取得が不利とならない人事制度が高く、働き方に関する職場環境の改善が求められているほか、職場や上司、家族の理解協力が得られることなど、職場だけでなく社会全体における理解促進と意識の醸成が課題となっています。

### 【施策の方向性】

- ◇ 男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的気運を醸成する啓発を行います。
- ◇ 企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスが促進されるよう、意識啓発や関連情報の提供、取組事例の紹介などを行います。

No	事業名	事業内容	担当課
53	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	事業所に対し、情報誌などにより生産性の向上、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する意識啓発を行う。	男女平等課 産業振興課
54	ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している優良企業・事業所の基準を作成し、取組について市ホームページなどで紹介する。	男女平等課 産業振興課
55	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供	事業所に対してワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供を行う。	男女平等課 産業振興課

## 施策2 雇用における男女平等参画の推進

### 【現状と課題】

- 平成 27 年に制定された「女性活躍推進法」では、働くことを希望する女性が職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主の女性の活躍推進に向けた取組について定めています。

### 【施策の方向性】

- ◇ 女性が就労を継続できるよう母体の保護や健康管理の理解も含め、労働基準法や男女雇用機会均等法などの普及、労働に関する相談や情報提供をします。

No	事業名	事業内容	担当課
56	雇用における男女平等推進のための情報提供・啓発	事業所、労働相談情報センターと連携し、雇用における男女平等を推進するための情報提供、講座を実施する。また、感染症等社会情勢下においても女性労働者が不利益を被らないよう雇用主に対し啓発を行う。 (母性健康管理を含む男女雇用機会均等法、女性活躍推進法などの法制度や、労働者派遣法、パートタイム労働法など)	男女平等課 産業振興課
57	労働に関する相談と情報提供	労働相談情報センターと連携を図り、労働に関する相談や情報提供を行う。	男女平等課 産業振興課 市長公室

### 施策3 事業所等における意思決定過程への女性参画促進

#### 【現状と課題】

- 働く場面においては、大量生産を可能とする工業化に対応しやすいものとして、年功序列的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働や転勤、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方（男性中心型労働慣行）があります。これらは依然として根強いものであり、女性が十分に活躍できない原因となっています。

#### 【施策の方向性】

- ◇ 事業所等における意思決定過程への女性の参画推進のために、女性を意思決定の場に多数参加させるなどのポジティブ・アクション\*を進めている事業所を紹介し、その導入を促します。

No	事業名	事業内容	担当課
58	事業所等における意思決定過程への女性の参画推進に関する情報収集・提供	事業所に対し、女性活躍推進法等に関する情報提供を行う。また、女性が意思決定の場に多数参加するなど、ポジティブ・アクションを推進している事業所に関する情報収集や提供を行う。	男女平等課

#### ※ポジティブ・アクション

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくことをいいます。

## 施策の方向性4. 地域におけるワーク・ライフ・バランス

### 施策1 子育てや介護を地域で支える仕組みづくり

- ・ 子育てや介護を地域で支える拠点の充実
- ・ 地域の人材を活用した子育て・介護支援
- ・ 子育て・介護情報の提供

### 施策2 地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進

- ・ あらゆる分野の意思決定における男女双方の参画の啓発

### 施策3 男性高齢者の社会参加の促進

- ・ 男性高齢者の閉じこもり防止促進
- ・ 男性高齢者の健康づくり事業への参加促進

## 施策1 子育てや介護を地域で支える仕組みづくり

### 【現状と課題】

- 家族形態の変化や女性の社会進出により、介護を担う男性が増えつつあります。男性の多くは地域とのつながりが希薄であり家事も不慣れなため、仕事と介護の両立が困難であったり相談相手がなく孤立する場合があります。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化により、身近な地域に相談ができる人がいないなど子育て中に孤立したり、社会からの孤立感や疎外感を持つ場合が少なくありません。

### 【施策の方向性】

- ◇ 介護者や子育て中の親がワンオペ育児※などで孤立することがないように、身近な地域で介護・子育てに関する情報を得たり、相談や交流ができるような地域の拠点を充実します。また地域で支え合う体制をつくるために、介護・子育ての支援ができる地域人材を育成し活用を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
59	子育てや介護を地域で支える拠点の充実	身近な地域で子育てや介護に関する情報を取得でき、また相談ができるように、児童館、学童クラブの職員に対して子育てに関する研修を行う。 また家族介助者が交流を通じて、介護に関するさまざまな問題や悩みを共有できる憩いの場を設置し支援を行う。	子育て課 高齢福祉課
60	地域の人材を活用した子育て・介護支援	子育てを地域で支えるため、子育てを支援する地域の人材を発掘・育成し、その活用を図る。ファミリー・サポート・センター事業※のサービス提供体制を充実させる。 また、認知症カフェの充実を図る。	高齢福祉課 子ども家庭支援センター
61	子育て・介護情報の提供	若い世代が活用するツールを利用し、効果的に保育サービスや子育て相談、介護に関する情報発信を行い、ダブルケアラーやヤングケアラー※への支援を行う。	子育て課 保育課 健康課 高齢福祉課 子ども家庭支援センター

※ワンオペ育児

配偶者や親族等の協力を受けることができず、一人で家事・育児をこなさなくてはならない状況のこと。

※ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けが必要な方と、子育ての手助けができる方が、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動の仕組みのこと。

※ダブルケアラー・ヤングケアラー

親や祖父母などの介護を担う子育て中の人、または子どもや若者のこと。



## 施策2 地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進

### 【現状と課題】

- 自治会等地域団体における会長などの役職については、職を退いた男性がその多くを占めています。若い世代の男性など多様な住民の地域活動への参画が必要であるとともに、リーダーとしての女性の参画を推進し、地域活動における男女平等参画を進めることで地域の活性化につなげる必要があります。
- 地域活性化の方策として、地域資源を活用した付加価値の高い商品・サービスの開発などが求められる中、多様な視点のひとつとして女性の視点を盛り込むことが不可欠です。

### 【施策の方向性】

- ◇ 男女双方の意見を反映し、身近な暮らしの場である地域の力を高め持続可能なものとするため、意思決定段階への女性の参画を推進します。

No	事業名	事業内容	担当課
62	あらゆる分野の意思決定における男女双方の参画の啓発	青年会議所や商工会等との連携を強化し、地域活性化の思いのある事業者のプラットフォームをつくるなど、まちづくり、地域経済の活性化などあらゆる分野の意思決定段階への男女双方の参画を働きかける。 女性が能力を発揮し、あらゆる分野の意思決定段階へ参画できるように、男女双方の視点の重要性について啓発及び情報提供する。	男女平等課 全庁

## 施策3 男性高齢者の社会参加の促進

### 【現状と課題】

- 男性は女性と比べて地域とのつながりが薄く、退職後の男性高齢者が閉じこもりがちになるケースがあります。PTAや自治会等を通して、早期から地域活動に参画しやすい仕組みづくりが求められます。
- 市民アンケート結果では、社会活動・地域活動へ「参加している」は女性37.5%、男性30.5%と男性の参加率が低い結果となっています。特に、男性の40代～50代では「参加していない」が8割以上となっています。

### 【施策の方向性】

- ◇ 男性高齢者の閉じこもりを防止し、健康づくり事業への参加を促進します。

No	事業名	事業内容	担当課
63	男性高齢者の閉じこもり防止促進	高齢者の実態把握調査として、「はつらつ・あんしん調査」を実施し、調査結果から定年退職した後、役割を持てる場やボランティアの紹介など地域活動に自然に参画できるよう事業展開を図っていく。	高齢福祉課
64	男性高齢者の健康づくり事業への参加促進	日野市老人クラブ連合会等とも連携し、健康づくり事業を展開していく。	高齢福祉課

## 施策の方向性5. さまざまな立場から考える防災体制の確立

### 施策1 防災対策における男女平等参画推進

- ・ 防災分野の意思決定への女性の参画拡大

### 施策2 多様な視点を取り入れた防災対策の推進【新規】

- ・ 女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等へ配慮した取組

## 施策1 防災対策における男女平等参画推進

### 【現状と課題】

- 近年は温暖化の影響等による自然災害が多発しています。防災分野においては、女性の視点をふまえた災害用備蓄品の充実や避難所における性犯罪・性暴力の防止などさまざまな対応が求められており、平時から女性の参画を進めることが求められます。

### 【施策の方向性】

- ◇ 防災分野の意思決定段階への女性の参画を拡大するため、男女平等の視点にたった地域防災リーダー育成のための取組を行います。災害用備蓄品の準備など日頃の防災対策にさまざまな視点を活かし、災害時には多様なニーズを把握した避難所運営ができるよう準備をします。

No	事業名	事業内容	担当課
65	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	防災会議委員に女性を積極的に登用する。また自主防災組織等における男女平等の視点に立った地域防災リーダーの裾野を広げるための講座を実施。防災対策や避難所運営に男女双方の視点が活かされるように、避難所運営組織の女性の参画を推進する。	防災安全課 男女平等課

## 施策2 多様な視点を取り入れた防災対策の推進【新規】

### 【現状と課題】

- 国際化の進展に伴い、外国人住民にも配慮した多言語での防災・避難情報の提供が必要です。
- 障害者、高齢者、性的マイノリティなど、特別な配慮を要する人のニーズにも対応できる避難拠点の整備が必要です。

### 【施策の方向性】

- ◇ 避難所等では多様なニーズに対応できるよう、多言語での情報提供や障害者、高齢者、性的マイノリティなど特別な配慮を要する人にも使いやすい施設整備等を検討します。

No	事業名	事業内容	担当課
66	女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等へ配慮した取組(新規)	指定避難所等に、女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等に配慮した災害用備蓄及び施設の充実を図る。	防災安全課 男女平等課

## 目標Ⅳ 男女平等参画の推進体制づくり

～男女平等参画の取組を市が推進するための体制～

### 施策の方向性 1. 行政の政策決定過程における女性の参画促進

#### 施策 1 委員会などにおける男女比率の適正化の推進

- ・ 審議会・委員会における女性委員登用率の向上
- ・ 女性が参加しやすい環境整備

#### 施策 1 委員会などにおける男女比率の適正化の推進

##### 【現状と課題】

- 性差別、性別に基づく固定的役割分担意識及び偏見などにより、男女は社会や家庭において異なる状況にあります。そのため、行政の政策決定過程はもちろんあらゆる分野において男女が対等に議論する機会を持つことが、男女平等社会の実現のために不可欠です。男女平等参画の考え方を広く普及し、女性委員がいない審議会・委員会をなくすため、女性が参画できる体制を整えます。
- 日野市の女性委員の登用状況をみると令和2年度には83の審議会・委員会があり、うち女性を含むものは88.0%、女性委員の割合は32.4%でした。

##### 【施策の方向性】

- ◇ 女性が政策決定の場に参加する機会を増やすため、女性委員がいない審議会・委員会などをなくします。実施時間の短縮や保育の確保など女性が参加しやすい環境を整える配慮をし、女性委員の割合が40%以上となるよう推進していきます。

No	事業名	事業内容	担当課
67	審議会・委員会における女性委員登用率の向上	男女の比率について片方の性に偏りが生じないように配慮しつつ、さらなる女性委員の参画を促進する。	男女平等課 全庁
68	女性が参加しやすい環境整備	女性が参加できるよう、保育の確保や介護中の方への配慮をする。	男女平等課 全庁

## 施策の方向性 2. 市民との連携による男女平等参画の推進

### 施策 1 市民・事業者等との連携

- 男女平等参画の視点を持った市民団体・事業者等との協働事業の実施
- 市民団体等への男女平等参画に関する学習機会と交流の場の提供

### 施策 1 市民・事業者等との連携

#### 【現状と課題】

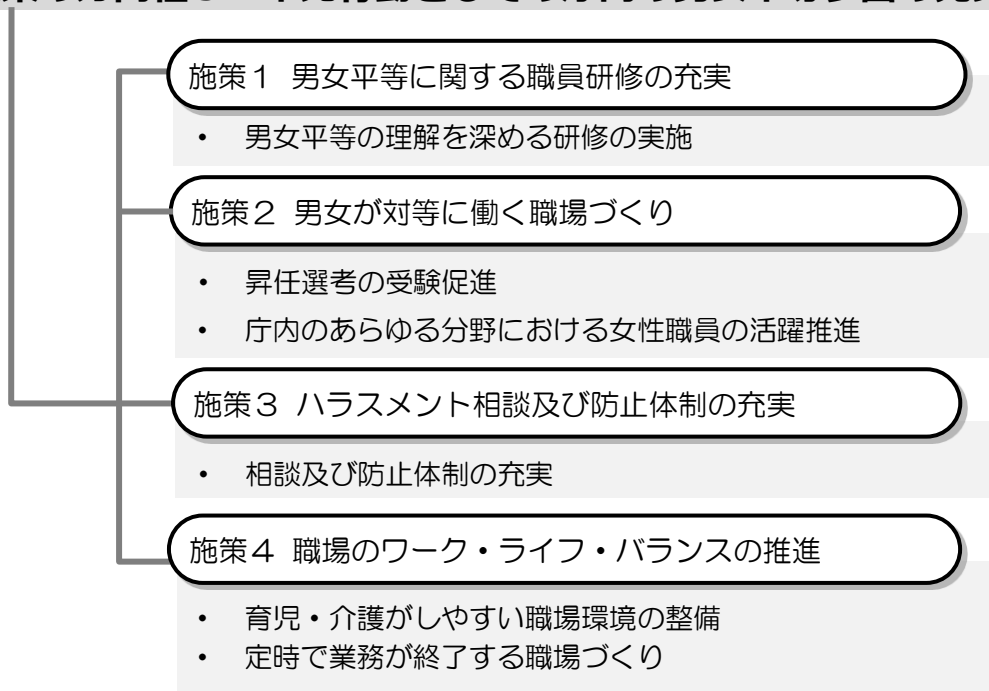
- 高齢人口の増加や家族形態が変化する中で、男女が身近な地域で対等な構成員として参画していくことは、男女平等参画社会の実現に向けて重要です。
- 社会的気運の醸成のため、多くの市民が参加したい、見たいと思う男女平等に関するイベントを開催したり、情報誌を発行することが必要です。ジェンダーの視点を持ち活動を行っている市民や団体等との連携も必要です。

#### 【施策の方向性】

- ◇ 市民が参加しやすい講座やイベントの開催、市民のニーズを的確に把握した情報提供ができるよう、ジェンダーの視点を持つ市民団体などと協働した取組を行います。また、活動団体の状況を把握し、その活動を支援します。

No	事業名	事業内容	担当課
69	男女平等参画の視点を持った市民団体・事業者等との協働事業の実施	男女平等推進センター登録団体との連携などにより、講座・イベント等を実施する。	男女平等課
70	市民団体等への男女平等参画に関する学習機会と交流の場の提供	男女平等推進センターフォーラム等により、学習機会や交流の場を提供する。	男女平等課

## 施策の方向性3. 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実



### 施策1 男女平等に関する職員研修の充実

#### 【現状と課題】

- 市内の事業所に男女平等参画を働きかけていくうえで、市役所が市内事業所に模範を示すことが必要であり、市内の一事業所として庁内の男女平等参画の推進に取り組みます。

#### 【施策の方向性】

- ◇ 男女平等社会の実現に向けた施策は、さまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう職層・経験年数に応じた研修を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
71	男女平等の理解を深める研修の実施	職層ごとあるいは関連する内容に応じて研修を実施する。 新規採用の際は職員に研修を実施する。	職員課 男女平等課

### 施策2 男女が対等に働く職場づくり

#### 【現状と課題】

- 「市民アンケート調査結果」によると、政策の企画や方針決定にかかわる役職に女性があまり進出していない理由は、「男性優位の組織運営であるから」が6割以上で最も高くなっています。

#### 【施策の方向性】

- ◇ 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
72	昇任選考の受験促進	職員が昇任選考にチャレンジすることを奨励する。	職員課
73	庁内のあらゆる分野における女性職員の活躍推進	女性職員の活躍推進に向けた学習機会等の提供。	職員課

### 施策3 ハラスメント相談及び防止体制の充実

【現状と課題】

- 市発行物においては、固定的性別役割分担に基づく表現やセクシュアル・ハラスメントを助長するような表現を避けるなど、男女平等の視点による表現の徹底を図ります。

【施策の方向性】

- ◇ 改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）に基づき、パワーハラスメントの防止策やその他さまざまなハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取組を行います。
- ◇ さまざまなハラスメントを防止し男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。

No	事業名	事業内容	担当課
74	相談及び防止体制の充実	相談員の研修実施、外部相談窓口の活用により、相談体制を充実させる。 アンケートの実施による実態把握、相談活動公表による活動の「見える化」を行う。	職員課

### 施策4 職場のワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

- 市職員一人ひとりが男女平等の意識を持つとともに、ワーク・ライフ・バランス等に配慮し、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組み、市職員自ら男女平等参画を実践することが求められます。

【施策の方向性】

- ◇ 日野市特定事業主行動計画を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

No	事業名	事業内容	担当課
75	育児・介護がしやすい職場環境の整備	育児・介護に関する休暇制度を周知し、男女ともに育児休業や介護休暇が取得しやすいような環境を整える。特に男性の育児・介護等休暇取得を促進するため、特定事業主行動計画に基づき、所属長に向けた男性育児関連休暇に係る説明会の実施や情報提供の拡充を図る。	職員課
76	定時で業務が終了する職場づくり	働き方改革の推進のため勤務時間インターバル制度の導入を検討するなど、仕事と仕事以外の生活の両立ができるよう、時間外勤務の削減を促す。	職員課

## 施策の方向性 4. 行政における男女平等参画の推進体制づくり

### 施策1 男女平等推進センターの機能の充実

- ・ 男女平等推進に関する情報提供の充実化
- ・ 苦情処理相談窓口の設置

### 施策2 庁内推進体制の充実

- ・ 行政推進本部の運営【新規】

## 施策1 男女平等推進センターの機能の充実

### 【現状と課題】

- 市職員は、ジェンダーの視点、人権尊重の視点を持って事業を実施する必要があります。日野市における男女平等推進の総合的な窓口として、また、情報提供・発信、相談、地域交流支援を行う市民の活動拠点として、男女平等推進センター「ふらっと」を設置しています。センターの認知度を上げ、相談体制を充実していくことが求められます。
- 苦情処理制度は、人権侵害などを是正する仕組みであるとともに、市の施策・事業をジェンダーの視点から改善につなげる有効な制度です。苦情処理制度を市民が利用しやすい制度にするとともに、その周知が必要です。

### 【施策の方向性】

- ◇ 男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直します。さらに、市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けたさまざまな情報発信の拠点としての取組を行います。
- ◇ 市民が苦情処理制度を活用しやすいよう、男女平等に関する相談を幅広く受ける相談窓口の設置と、その周知を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
77	男女平等推進に関する情報提供の充実化	情報誌（男女平等推進センターだより）を発行する。 男女平等推進センターのホームページを活用し、情報提供を行うために内容を充実する。男女平等に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。 市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚教材などの充実化を図る。	男女平等課
78	苦情処理相談窓口の設置	苦情処理制度を利用しやすくするため、広く相談を受け、適切な相談や苦情処理制度につなげる男女平等相談窓口の設置と、その周知を図る。	男女平等課

## 施策2 庁内推進体制の充実

---

### 【現状と課題】

- 市の施策・事業をジェンダーの視点を持って実施するため、職員一人ひとりの男女平等に関する認識を深める必要があります。また、市内事業所のひとつとして、市役所が率先して庁内の男女平等を推進し、先導的な働きをすることも必要です。

### 【施策の方向性】

- ◇ 事業運営にあたっては、職員一人ひとりが男女平等参画の実現に向けた意識を持ち、効果的な施策推進を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
79	行政推進本部の運営 (新規)	日野市における男女平等に関する総合的な施策の積極的かつ効果的な推進を図る。	男女平等課



## 第5章 男女平等を推進する体制

### 第1節 計画推進のための連携

この計画の理念に掲げる、「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会」の実現のためには、計画の中に体系立てた施策・事業を総合的に展開するとともに、すべての施策・事業に男女平等参画の視点を反映させていくことが必要です。

そのためには、市だけではなく市民、事業者、各団体等が協働し、市全体で取り組みを推進していくことが重要です。さらに、施策・事業の内容によっては、市が国、東京都、他の自治体と連携していくことで、効果が大きく向上するものもあります。

多様な主体による連携を維持・強化していくことにより、この計画を推進していきます。

### 第2節 計画の推進体制

男女平等関連の施策・事業は、その内容が非常に広範で多岐にわたります。庁内においては、計画に盛り込んだ内容を効果的に進めるため、市長を本部長とする「日野市男女平等行政推進本部」を中心に、今後、人権、男女平等、多文化共生等の施策を包括的に推進する新組織を立ち上げ、総合的な調整を行いながら諸課題に対応していきます。

さらに、関連する重要事項については、公募市民等で構成する「日野市男女平等推進委員会」に意見を求め、その調査・研究結果をしっかりと活用しながら進めます。

また、地域においては「日野市立男女平等推進センター」を引き続き男女平等参画推進の拠点施設として位置づけ、事業実施、情報発信、相談窓口の場として活性化していきます。同時に、男女平等推進センターと担当主管課の機能・体制等についても発展的に方向づけをしていきます。

### 第3節 計画の進行管理体制

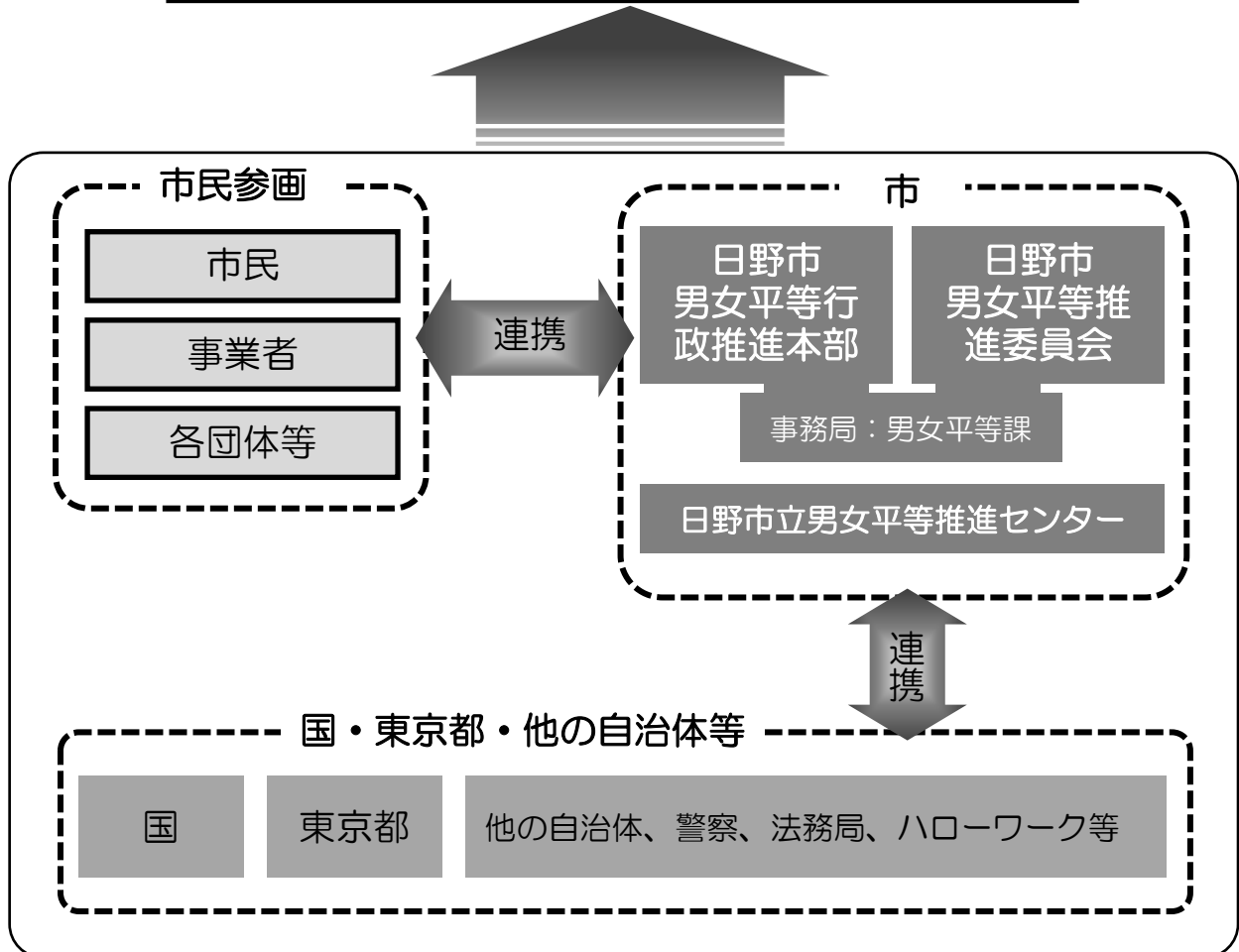
計画の着実な実行のためには、計画期間内の各年度ごとに、計画（Plan）⇒実施（Do）⇒評価（Check）⇒評価後の措置（Action）のマネジメントサイクルをしっかりと展開することが重要です。

確実にこれを行うために、年度ごとに施策・事業の実施結果を事業内容と指標に照らし合わせ、推進状況を確認する作業を実施します。これについては市民・事業者等にも意見を求めています。

これらの結果については、「日野市男女平等行政推進本部」に報告し、次年度以降の施策・事業の展開に確実に反映させます。

第4節 男女平等を推進する体制のイメージ

多様な個性が尊重され、  
誰もが等しく参画できる豊かな社会の実現



日野市男女平等行政  
推進本部

男女平等施策を総合的かつ効果的に推進するため、市長を本部長とし、庁内の全体的な調整を行う組織。また、行動計画に盛り込まれた施策・事業の推進状況を確認し、進行を管理する。

日野市男女平等  
推進委員会

男女平等社会を推進するため、「日野市男女平等基本条例」に基づき設置。市長の求めに応じ、男女平等社会実現に向けた基本的かつ総合的な施策及び重点事項の調査検討を行い、意見を述べる。

日野市立男女平等  
推進センター

地域における男女平等参画社会の推進のため、平成16年に多摩平の森ふれあい館に設置した施設。男女平等に関する講座、講演会の実施、情報提供、相談業務、地域で活動する団体等への活動場所の提供を行う。

